

第 3 編

基本計画－前期

第1章	基本計画	．．．．．	30
1	計画の体系	．．．．．	30
2	分野別施策	．．．．．	32
第2章	行財政改革	．．．．．	92
1	これまでの行財政改革の取組	．．．．．	92
2	行財政改革の必要性と位置付け	．．．	94
3	目標と基本方針	．．．．．	95
第3章	計画の実現に向けて	．．．．．	97
1	計画の推進と進行管理	．．．．．	97



第1章 基本計画

基本計画では、目指すまちの姿の実現に向け、7つの基本目標に沿って分野ごとに推進する施策の基本的な方向性を体系的に示します。

1 計画の体系

		基本構想	
目指すまちの姿	まちづくりの基本理念	基本目標	基本分野
とことん住みたい 世界とつながる 魅力創造都市	みんなでつくる 安全・安心・成長	1 子どもが健やかに育ち、輝けるまち	子ども・子育て
		2 創造性や豊かな心を育むまち	教育・文化
		3 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	健康・医療、福祉
		4 安全な暮らしを守るまち	防災・地域安全 環境保全・衛生
		5 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	都市環境 都市基盤
		6 魅力にあふれ、人が集い、進化するまち	観光・産業振興 空港・中部臨空都市
		7 みんなで創る、持続可能なまち	参画・協働 行財政運営 ポートレース

前期基本計画

施 策	重点施策
<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援 2 児童福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子育て支援
<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育 2 生涯学習・スポーツ 3 文化芸術 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校教育
<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくり 2 医療体制づくり 3 高齢者福祉 4 障がい者福祉 5 社会保障・保険制度 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療体制づくり
<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災 2 消防・救急 3 交通安全・防犯 4 環境保全 5 環境衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災・減災
<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通 2 道路・港湾・河川 3 市街地整備・景観形成 4 公園緑地・水辺空間 5 水道・下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共交通
<ol style="list-style-type: none"> 1 観光・シティプロモーション 2 空港・中部臨空都市 3 農業・漁業 4 商業・工業 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 観光 ➤ 空港・中部臨空都市
<ol style="list-style-type: none"> 1 市民協働 2 多様性社会 3 デジタル化・情報発信 4 行財政運営 5 ポートレース 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ デジタル化・情報発信
<p>行財政改革</p> <p>基本方針 1 経営資源の活用、最適化 基本方針 2 デジタル化の推進</p>	

2 分野別施策

分野別施策の見方

基本目標

基本構想に掲げた7つの基本目標のうち、該当するものを示しています。

基本目標1 ● 子どもが健やかに育ち、輝けるまち

施策

基本目標を実現するために取り組む施策の分野を示しています。

施策1-1 子育て支援

施策の目的

- 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実に努めます。
- 多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。

施策の目的

施策で目指すことや進めていくことを示しています。

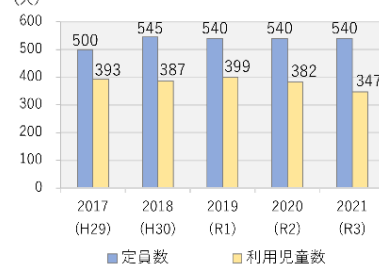
現況と課題

- 2016(平成28)年度から「妊娠・出産・子育てつなげる支援事業」において、「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの支援として「マタニティおっぱい相談」「産後ケア」「母乳相談等助成事業」などを実施しています。核家族世帯の増加や地域コミュニティの希薄化に伴い、妊娠期から支援を必要とする家庭が増えているため、今後も関係機関と連携し、健診や相談事業などの場を活用して妊娠期から切れ目のない支援を継続する必要があります。
- 子育て家庭の支援として、子育て支援センターや児童育成クラブの運営、中学卒業までの医療費の全額助成などを実施しています。今後、年少人口の減少が見込まれますが、共働き家庭の増加に伴う児童育成クラブの利用ニーズを的確に捉え、受入れ施設の確保・拡充など、働きながら子育てができる環境づくりを整備していく必要があります。
- 2019(令和元)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、保育施設及び幼稚園を利用する世帯の経済的負担は軽減されました。
- 幼児教育・保育の質を確保するため、公立・民間を問わず幼稚園、保育園、認定こども園で情報交換や合同研修を実施しています。今後も様々な研修の実施や、保育人材を確保し、質の高い幼児教育・保育が提供できるよう努める必要があります。
- 保護者の働き方が多様化する中、保育サービスの提供についても多様な対応を図る必要があります。
- 待機児童は発生していませんが、ニーズの増加が見込まれる0～2歳児の保育に対応できるよう、適切な定員確保に努める必要があります。

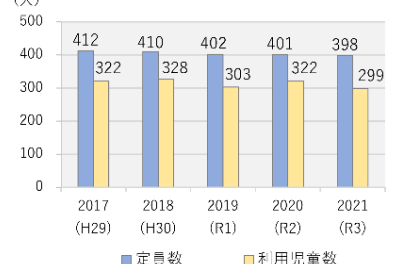
現況と課題

この施策に関連する社会情勢、本市の現状や今後対処すべき課題などを示しています。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の利用状況（各年4月1日時点）



保育園・認定こども園（保育園部）等の利用状況（0～2歳児）（各年4月1日時点）



SDGsのアイコン

この施策により推進されるSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち該当する目標のアイコンを示しています。

基本目標1 子どもが健やかに育ち、輝けるまち

関連するSDGs



取組の方針

(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の確保により、妊娠・出産期からの早期の支援、乳幼児期の健康、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。
- 放課後に子どもを預ける場所や子育てに関する相談体制の充実により、働きながら子育てができる環境づくりを進めます。

(2) 保育・教育サービスの充実

- 様々な研修の実施や保育人材の確保により、質の高い幼児保育・教育の確保に努めます。
- 働き方の多様化に対応した子育てサービスの充実を図ります。
- ICTを活用した情報連絡体制を整備し、保育サービスの充実を図ります。
- 民間の地域型保育所の誘致などにより、適切な定員確保に努めます。



▲保育園での行事の様子（運動会）



▲子育て支援センターでの活動の様子

取組の方針

施策の目的を実現するために行う主な取組の方針とその説明を示しています。

関連する個別計画など

この施策に関連して各課が推進する個別の主な計画を示しています。

関連する個別計画など

- 第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次常滑市障がい者基本計画
- 第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画

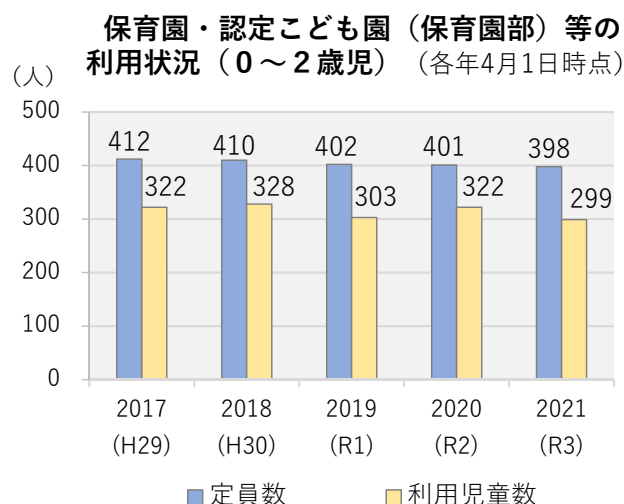
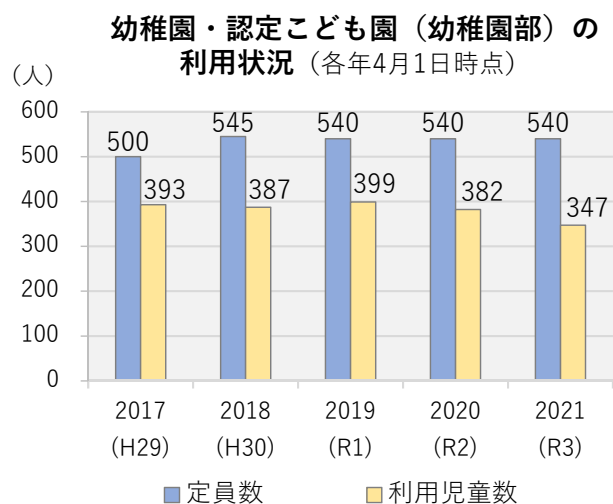
施策1-1 子育て支援

施策の目的

- 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実に努めます。
- 多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。

現況と課題

- 2016(平成28)年度から「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」において、「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期からの支援として「マタニティおっぱい相談」「産後ケア」「母乳相談等助成事業」などを実施しています。核家族世帯の増加や地域コミュニティの希薄化に伴い、妊娠期から支援を必要とする家庭が増えているため、今後も関係機関と連携し、健診や相談事業などの場を活用して妊娠期から切れ目のない支援を継続する必要があります。
- 子育て家庭の支援として、子育て支援センターや児童育成クラブの運営、中学卒業までの医療費の全額助成などを実施しています。今後、年少人口の減少が見込まれますが、共働き家庭の増加に伴う児童育成クラブの利用ニーズを的確に捉え、受入れ施設の確保・拡充など、働きながら子育てができる環境づくりを整備していく必要があります。
- 2019(令和元)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、保育施設及び幼稚園を利用する世帯の経済的負担は軽減されました。
- 幼児教育・保育の質を確保するため、公立・民間を問わず幼稚園、保育園、認定こども園で情報交換や合同研修を実施しています。今後も様々な研修の実施や、保育人材を確保し、質の高い幼児教育・保育が提供できるよう努める必要があります。
- 保護者の働き方が多様化する中、保育サービスの提供についても多様な対応を図る必要があります。
- 待機児童は発生していませんが、ニーズの増加が見込まれる0～2歳児の保育に対応できるよう、適切な定員確保に努める必要があります。



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の確保により、妊娠・出産期からの早期の支援、乳幼児期の健康、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。
- 放課後に子どもを預ける場所や子育てに関する相談体制の充実により、働きながら子育てができる環境づくりを進めます。

(2) 保育・教育サービスの充実

- 様々な研修の実施や保育人材の確保により、質の高い幼児保育・教育の確保に努めます。
- 働き方の多様化に対応した子育てサービスの充実を図ります。
- ICTを活用した情報連絡体制を整備し、保育サービスの充実を図ります。
- 民間の地域型保育所の誘致などにより、適切な定員確保に努めます。



▲保育園での行事の様子（運動会）



▲子育て支援センターでの活動の様子

関連する個別計画など

- 第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次常滑市障がい者基本計画
- 第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画

施策1-2

児童福祉

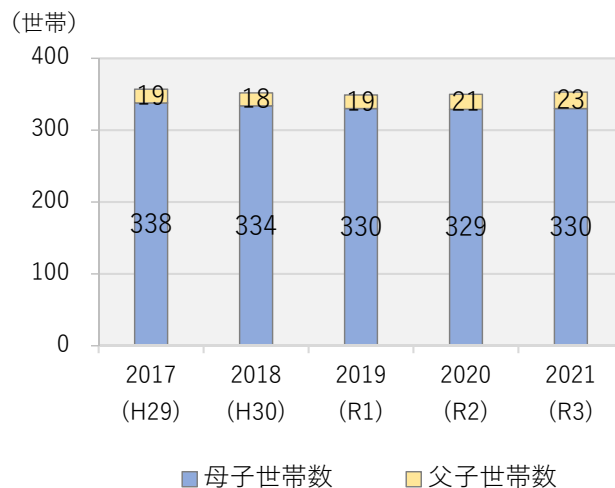
施策の目的

- 子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境整備を進めます。

現況と課題

- ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、子育てをはじめ生活、就業、経済面などにおいて総合的な支援を行うことが必要です。
- 児童虐待に対して、本市では「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童相談所をはじめ関係機関と連携し、虐待対応を行っています。早期発見・早期対応のため、保健センターや保育園、幼稚園、認定こども園、学校などと連携し、相談対応の充実を図り、地域における子育て支援のネットワーク化を進める必要があります。また、関係機関とのネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進める必要があります。
- 全ての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。こうしたことから、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体で障がい児やその家族を温かく見守る環境を整備していくことが必要です。

児童扶養手当の受給資格世帯数（各年3月末時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 児童・青少年の育成環境の充実

- ひとり親家庭など、配慮を要する家庭に対する経済的支援や就労支援、学習支援を行います。
- 児童虐待防止対策として、相談体制を強化し、早期発見・早期対応に努めます。
- 3障がい（知的障がい、精神障がい、身体障がい）に対応できる体制を児童発達支援センターに整備し、サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする子どもを保育園などで受け入れる体制を整備します。
- 障がい児の保護者への支援として、ペアレントトレーニングなどを実施します。
- 関係機関との連携により、青少年の健全育成施策を実施します。



▲児童育成クラブの教室の様子



▲放課後等デイサービス
による児童発達支援



▲子どもの発達支援
ガイドブックを発行

関連する個別計画など

- 第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次常滑市障がい者基本計画
- 第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画

施策2-1

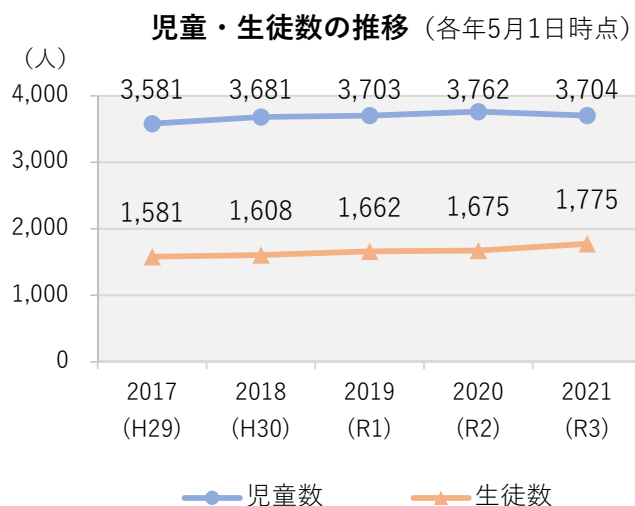
学校教育

施策の目的

- 安心して教育が受けられる環境づくりや次代を担う人材育成に努めます。
- 創造性や豊かな心を育む学びの機会を確保します。

現況と課題

- 「常滑市教育大綱」における「常滑を誇りに思い、次代を担う人の育成」を基本理念に、個々のニーズに寄り添う教育支援体制を目指し、各学校が創意工夫し、また地域の特性に応じた学校づくりや教育活動に取り組んでいます。
- いじめ・不登校問題、問題行動、虐待など、児童や青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっており、適応指導教室の設置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の確立に努めています。年々支援件数や相談件数が増加していることから、未然防止と早期発見・早期対応に向け、支援体制の拡充を図る必要があります。
- 改正義務教育標準法による35人学級実現のため、教室数の増加に伴う整備が順次必要となります。
- 国が進める「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末の配備と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備や、ICT支援員による教職員のICT活用の支援を行っています。今後はICTによる教育の進展に伴い、デジタル教科書の本格導入、教職員のICTスキルの向上や意識改革、各種授業における活用方法の検討などが必要となっていきます。また、ネットモラル教育といった付随する課題に取り組む必要があります。
- 一部の小中学校でコミュニティ・スクールを導入し、学校と地域の連携・協働体制を確立することで、地域の特性に応じた学校づくりや課題解決に向けた取組を進めています。今後は全市的なコミュニティ・スクールの導入を進めていく必要があります。



関連する
SDGs

取組の方針

(1) 個々のニーズに応じた教育支援体制の拡充

- 多様な特性や背景を持った一人ひとりの子どもに配慮し、特別支援教育や外国人児童・生徒への教育支援、少人数学級の設置など、それぞれの学びの機会の確保に努めます。
- 児童生徒などの様々な課題を早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた支援を的確に行うため、教育相談体制の充実を目指します。

(2) 教育環境の充実

- 外国人講師の配置などにより、国際理解教育や多文化共生教育を推進します。
- 子どもの夢を育む教育として、空港など地域の特色を生かした職場体験などの体験学習や郷土の賢人の功績を称える学習を実施します。
- 児童生徒数の変化や教室不足の状況把握に努めるとともに、35人学級への適切な対応を進めます。
- 学校給食を通じた食育を推進します。
- 学校給食共同調理場の新築移転により、給食供給量の確保や食物アレルギーへの対応を推進します。

(3) ICTを活用した教育の推進

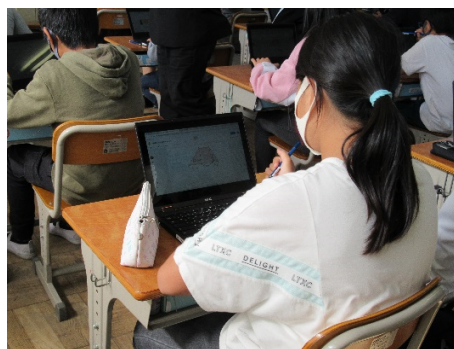
- 様々な情報をもとに、主体的に問題を発見・解決することができるようICT機器の充実を図るとともに、学習・生活の中でICTを手段として活用する力や情報モラルの向上を図ります。
- ICTの活用により、家庭学習への支援や不登校の子どもへの対応、大規模災害時における緊急対応など、教育体制の充実を図ります。

(4) 地域との連携の強化

- 市内全小中学校へのコミュニティ・スクール導入を進めるなど、保護者や地域と連携し、地域や学校の特性を生かした特色ある学校づくりを進めます。



▲ALT（外国語指導助手）による授業の様子



▲タブレット端末を活用した授業の様子

関連する個別計画など

- 常滑市教育大綱

施策2-2

生涯学習・スポーツ

施策の目的

- 市民のニーズに対応した生涯学習の推進やスポーツ振興に努め、充実に努めます。

現況と課題

- 人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるための生涯学習の重要性が高まっており、国においては、リカレント教育（学び直し）の拡充を図っています。
- 本市では、生涯学習施設において市民ニーズの多様化や各年齢層に応じた生涯学習活動・事業を展開しています。また、スポーツ関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会を開催し、スポーツやレクリエーションの振興に努めています。
- 生涯学習・スポーツにおける各種事業への参加者増加を目指すため、市民ニーズの的確な把握や市民への効果的な情報提供などを検討・実施するとともに、講師や指導者などの育成・確保に努める必要があります。
- 市の社会教育施設においては、積極的に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図っています。今後も効率的・効果的な運用を進める必要があります。
- 図書館本館の施設の老朽化に伴い本館を閉館し、図書館機能の分散移転を実施しました。「こども図書室」を含め当面はこの体制を維持しつつ、電子書籍やオンライン学習など、ICTを活用した生涯学習環境の多様化が進む中で、今後の生涯学習施設・文化施設のあり方について、中長期的に調査・検討していく必要があります。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 生涯学習機会の充実

- 指定管理制度の活用や市民との協働などにより、生涯学習施設における生涯学習活動・事業を実施します。
- 市民が生涯学習活動の第一歩を踏み出せるよう、学習ニーズの把握に努めます。
- ニーズに合わせた講座の開催により、市民の学習機会の充実を図ります。
- 図書館事業の充実を図り、市民の知的好奇心を満たせる環境を整えます。また、生涯学習施設・文化施設の複合化に向けたあり方の検討を進めます。

(2) スポーツ活動の促進

- 誰でも気軽にスポーツに取り組めるよう、関係団体と連携し、スポーツ大会や各種レクリエーションの充実を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの育成により、「いつでも、だれでも、どこでも」スポーツを楽しむ機会の提供を図ります。
- スポーツ習慣の定着を図るため、指導者の育成や活動場所の確保に努めます。



▲生涯学習講座の様子



▲総合型地域スポーツクラブの活動の様子

関連する個別計画など

- 常滑市教育大綱

施策2-3

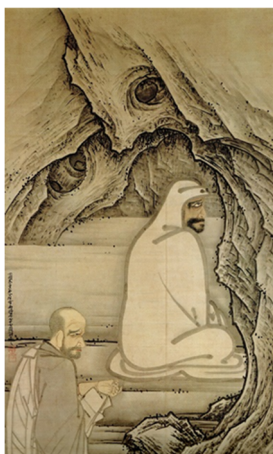
文化芸術

施策の目的

- 市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現や伝統的地域文化の保存・伝承に努めます。

現況と課題

- 本市では、各種文化事業を開催したり、文化芸術団体の活動を支援するとともに文化の普及振興に努めています。市内で活動する文化団体については、構成員の高齢化や新規加入者の減少などの問題があります。幅広い世代が興味を持ち、活動に参加できるよう、効果的な情報発信や機会の創出など、工夫を凝らす必要があります。
- 伝統文化・文化財の保存・継承、普及を図る中、趣味や娯楽の多様化、生活様式の変化、地域の絆の希薄化など、地域の伝統文化活動を取り巻く環境の急激な変化によって、後継者育成や人材の確保が困難となっています。
- 国の重要有形民俗文化財に指定されている「登窯」について、保存・活用のあり方について検討する必要があります。



▲国宝「紙本墨画淡彩慧可断臂図」
(大野町齊年寺所有)



▲登窯（陶榮窯）（国指定重要有形民俗文化財）

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 文化芸術活動の促進

- 市文化協会など関係団体と協力し、発表会や展示会、世代間交流による文化活動を促進します。
- 地域で長年親しまれている民俗芸能や貴重な文化財を保存し、次世代へ継承するための支援に努めます。
- 文化財保護法などに基づき、従来の指定文化財を保存するとともに、より広範な文化財の保存・活用の方策を検討します。



▲文化財防火訓練の様子



▲文化活動の様子（ふるさとの歌・踊り講習会）

関連する個別計画など

- 常滑市教育大綱

施策3-1 健康づくり

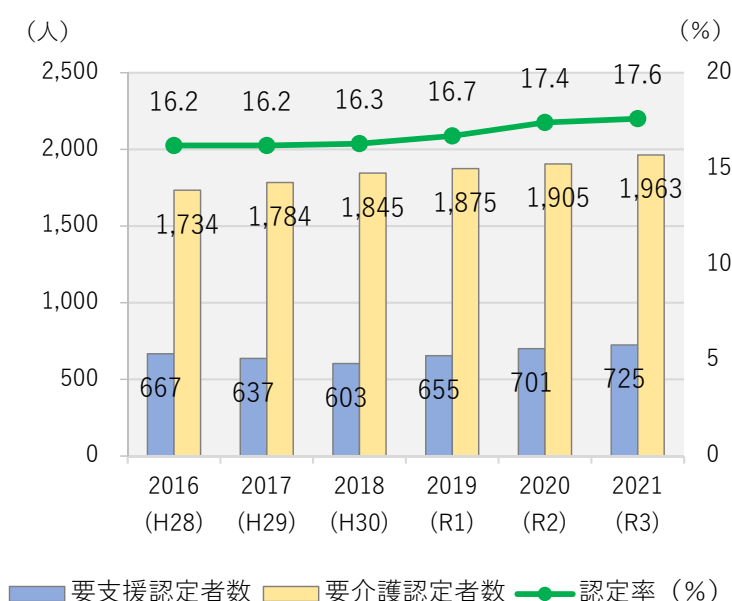
施策の目的

- 地域との協働により健康づくり事業を推進し、市民が健やかに生き生きと生活ができるよう、健康づくりを支援します。

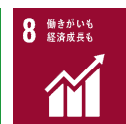
現況と課題

- 少子高齢化・人口減少が進む中、平均寿命は延伸しています。本市では、今後急速に高齢化が進み、高齢化に伴う医療費の増加や要介護認定者の増加が予想されます。
- 健康教育や健康測定などの実施や、がん検診を特定健診と同日に実施できるよう利便性の向上を図るなど、健康への関心を持ってもらうための取組を進めています。がん検診の受診者数やや減少傾向にあることから、健康に無関心な人や働き盛りの人など、受診率の低い若い世代に対する健康維持・増進への働きかけが必要です。
- 地域における高齢者の通いの場を活用した健康教育や健康相談を実施し、必要に応じてサービスや医療機関などにつなげることにより、健康づくりと介護予防を一体的に推進しています。今後は、地域の課題に応じた効果的な介護予防事業の展開や、介護予防ボランティア活動者の育成・支援を図る必要があります。

要支援・要介護認定者数と認定率の推移（各年9月末時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 健康づくり事業の推進

- 健康相談や健康教室、保健指導を実施し、生活習慣病の予防や重症化予防を進めます。
- 各世代に合わせた望ましい生活習慣や受動喫煙防止対策の推進などの健康情報を発信し、健康づくりの啓発に努めます。
- 関係部署・機関との連携を進め、相談支援の充実を図ります。
- オーラルフレイル・フレイル対策として、健診や教室などによる健康教育を実施し、予防への意識向上を図ります。

(2) 健康診査・がん検診の推進

- 健康意識の向上に関する啓発を行うことにより、特定健診やがん検診のほか、若い世代の健診の受診率（受診者数）の向上を図ります。

(3) 医療・福祉の連携などによる健康を支える地域づくり

- 医療機関と連携し、予防接種や各種健診などを実施します。
- 定期予防接種の接種率を高めるとともに、任意予防接種の助成を実施します。
- 自立や生活支援のための介護事業所によるサービスに加え、NPO、事業者、ボランティアなど地域の多様な主体の活用を検討します。
- 要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者を対象にした通いの場の充実により、介護予防に資する地域づくりを推進します。
- 地域ボランティアの養成やボランティアのスキルアップを目的とした自立支援に資する取組を推進し、高齢者の活躍の場の拡大に取り組みます。



▲出張！健康測定の様子



▲高齢者サロンでの活動の様子

関連する個別計画など

- 第2期健康日本21とこなめ計画後期計画
- 第2期常滑市国民健康保険データヘルス計画
- 常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

施策3-2 医療体制づくり

施策の目的

- 市民が安心して医療が受けられる医療提供体制を構築するために、市民病院が地域包括ケアシステムの中核的役割を果たします。
- 感染症医療、不妊治療、回復期医療、人工透析医療、訪問看護ステーション事業、健診事業などの特徴的医療の充実を図ります。
- 半田病院との経営統合により、限られた医療資源を有効に活用し、適切な診療機能分担のもと、持続可能な病院経営を目指します。

現況と課題

- 2015(平成27)年に新築移転した市民病院は、急性期5病棟と回復期1病棟でスタートしましたが、その後の医療需要に的確に対応するため、急性期病棟2病棟を地域包括ケア病棟と回復期病棟に再編し、急性期から回復期に至るまで、患者の症状に合わせたきめ細やかな医療サービスを提供しています。さらに、2018(平成30)年に訪問看護ステーション「きずな」や患者サポートセンターを開設し、今後需要が見込まれる在宅医療の分野にも力を入れるとともに、地域の医療・介護施設との連携を図っています。
- 特定感染症指定医療機関（全国4箇所）の1つとして、新型コロナウイルス感染症をはじめ、その他の「新興感染症」に対応していく必要があります。
- 「不妊治療（体外受精、顕微授精）」は、近年、全国的に需要が高まっており、2022(令和4)年4月から公的医療保険の適用対象とされる国の方針が示されている中、知多半島医療圏内には、本格的に実施する医療機関が存在していません。
- 半田市立半田病院との経営統合については、常滑市と半田市が2025(令和7)年4月を目標に地方独立行政法人を共同設立する旨の協定書を2021(令和3)年に両市長が締結しました。今後は、経営統合を見据えた連携強化を図るとともに、地方独立行政法人の設立準備や診療機能分担の検討を行い、両病院で持続可能な医療提供体制を構築していく必要があります。
- 市民病院の救急医療体制については、医師不足により、2020(令和2)年3月から夜間救急外来を休止していることから、22時から翌朝8時30分までは他病院へ救急搬送を行っています。そのため、第1次救急医療（在宅当番医制）、第2次救急医療病院群輪番制病院について地域医療機関と連携し、体制を確保しています。
- 在宅医療連携システムを活用し、高齢者の在宅療養に必要な情報を共有することにより、地域における在宅医療や介護の連携を推進しています。より多くの市内関係機関が在宅医療連携システムを活用できるよう情報発信の方法を工夫する必要があります。



▲常滑市民病院内に設置する婦人科治療センター（仮称）

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 病院機能の充実

- 市民が健康で安心して暮らせる地域社会の実現のため、訪問看護ステーション「きずな」や患者サポートセンターが中心となり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っていきます。
- 特定感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症をはじめ、その他の「新興感染症」に対応するため、施設設備及び人員体制を整備し、近隣病院、行政（空港検疫所、県、保健所、市、県警）との連携体制を構築します。
- 2022(令和4)年6月に「婦人科治療センター（仮称）」を開設し、不妊治療需要に対応するとともに、婦人科外来機能を拡充します。また、「不妊治療」と「婦人科高度先進医療（内視鏡手術等）」とのハイブリッド治療を成長戦略の柱に掲げ、医療機器や人員体制を整備し、知多半島医療圏内外からの集患（集客）を図ります。
- 医師や看護師などの医療職を確保するため、大学医局や看護学校などとの連携を密にし、研修医・看護学生等の見学や医療実習の受入を積極的に実施し、採用を促進していきます。

(2) 地域医療機関との連携強化

- 地域包括ケアシステムの強化を目指し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の重要性の周知を進めます。
- 地域医療機関と連携を密にし、地域医療・救急医療体制の確保に努めます。
- ICTを活用し、高齢者の在宅療養に必要な情報を共有することにより、地域における在宅医療と介護の連携を推進します。

(3) 半田病院との連携強化・経営統合

- 半田病院との連携を強化し、回復期病棟の稼働率向上に努めるとともに、医薬品・診療材料の共同購入などにより経費節減を図ります。
- 半田病院との経営統合に向け、2022(令和4)年4月に常滑市・半田市で「統合準備室」を設置し、地方独立行政法人の設立準備や診療統合などの検討を進めます。両病院の限られた医療資源を有効活用し、適切な診療機能分担のもと、経営の合理化を図り、持続可能な医療提供体制を構築していきます。

関連する個別計画など

- 常滑市民病院訪問看護ステーション事業経営ビジョン
- 常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- 第2期健康日本21とこなめ計画後期計画

施策3-3 高齢者福祉

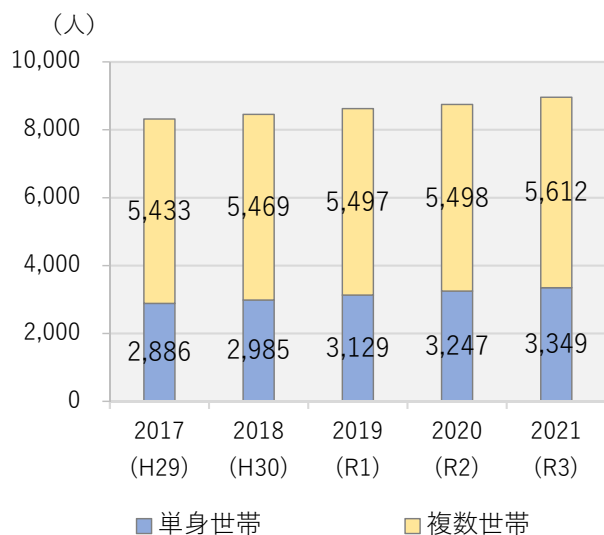
施策の目的

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように努めます。

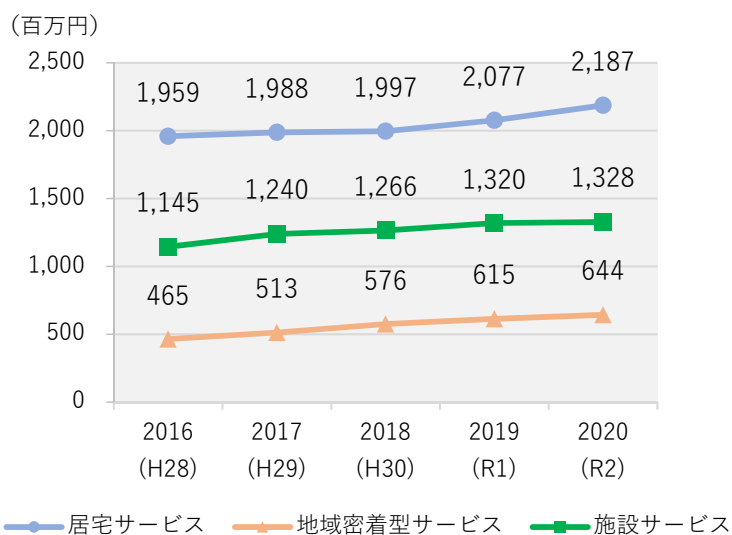
現況と課題

- 本市の高齢者の人口は、年々増加しています。また、高齢化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していることから、自立した生活を支援していく体制の構築や、医療と介護サービスの一体的な提供の必要性がますます高まっています。
- 高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族に対応し、保健・医療・福祉・介護サービスなどと連携している地域包括支援センターは、高齢者人口の増加や多様なニーズへの対応のため、今後もきめ細かい対応ができるよう体制・機能の強化が必要となります。
- 高齢者の社会参加並びに生きがいに寄与する団体が円滑に活動できるよう、地域で活躍できる場の機会を提供し、支援していく必要があります。
- 今後も認知症高齢者が増加していくと推測される中、地域で認知症の人と家族を支えていく必要があります。高齢者と認知症の人の在宅生活支援を行い、地域における医療と介護の関係の連携強化を推進するとともに、顔の見える関係づくりを行う必要があります。
- 高齢者向けサービス施設の整備など、高齢者が住み慣れた地域で継続して日常生活を営むための取組が必要となっています。

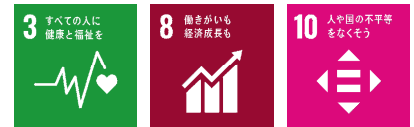
高齢者世帯人口の推移（各年4月1日時点）



介護サービス別給付費の推移（各年度）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 地域包括支援センターの体制・機能強化

- 高齢者を地域で支える仕組のさらなる充実のため、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを新たに開設します。

(2) 地域で支え合う仕組づくり

- 生活支援コーディネーターによる地域活動支援や安心生活検討会の開催、地域ケア会議などを活用して地域課題への対応に取り組みます。

(3) 高齢者の社会参加や生きがいの促進

- シルバー人材センターや老人クラブへの支援のほか、社会福祉協議会と連携した介護予防ポイント制度などにより、高齢者の就労や生きがい、担い手の創出につながるよう働きかけるとともに、フレイル予防の考えを取り入れ、介護予防を図ります。

(4) 高齢者と認知症の人の在宅生活支援

- 認知症の症状に応じ、適切な医療や介護などの支援を提供していくとともに、認知症サポーター養成講座などの開催により、地域で認知症の人と家族を支えていくまちづくりを推進します。

(5) 地域密着型サービス施設の整備

- 高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、民間参入による地域密着型の高齢者向けサービス施設の整備を検討します。



▲認知症サポーター養成講座の様子

関連する個別計画など

- 常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- 第4次常滑市障がい者基本計画
- 第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画

施策3-4 障がい者福祉

施策の目的

- 障がいのある人の地域での生活の場・就労の場の確保を進め、自立の支援に努めます。

現況と課題

- 「第4次常滑市障がい者基本計画」における「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の考え方にに基づき、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- 障害福祉サービスの利用者が年々増加しており、地域での暮らしを支える各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを推進していく必要があります。
- 障がいのある人の中には、「働きたいけど働けない」という就労意欲のある未就労者が多く、適正と能力に応じた福祉的就労や一般就労の機会の確保が必要です。
- 障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、総合的なこころの健康づくりを進めることが必要です。
- 障がいのある人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組として「農福連携」を進めていくため、福祉分野と農業分野での協業体制を図っていく必要があります。

手帳所持者数の推移（各年4月1日時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 障がいのある人への生活・就労支援の充実

- 障がいのある人の生活や就労の支援を通して、経済的自立を支援します。
- 多様化する相談に対応するため相談支援事業の充実を図り、障がいのある人の暮らしや就労、福祉サービスの利用方法、余暇活動への参加などを支援します。
- 「常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例」に基づき、初心者の方市民向け手話講座、出前講座の手話講座を開催することで聴覚に障がいのある人や手話に対する理解を推進します。
- 災害時の避難支援などを円滑に行うため、支援者や各分野の関係機関との連携強化に努め、避難行動要支援者制度の充実を図ります。

(2) 障がいのある人が自立して生活する場の確保

- 障がいのある人が身近な地域で自立して暮らせるよう、訪問・居宅サービス体制の確保・充実を図ります。

(3) 農福連携の支援

- 農地利用の調整や国などの支援制度の案内など、事業実施を希望する福祉事業者と農業者への支援を行います。



▲障害福祉サービス事業所での就労支援



▲手話奉仕員養成講座の様子

関連する個別計画など

- 常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
- 第4次常滑市障がい者基本計画
- 第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画

施策3-5 社会保障・保険制度

施策の目的

- 誰もが安心して生活できるよう、医療や年金などの社会保障制度事業の適正な運営に努めます。

現況と課題

- 高齢化の進行や高度な医療の普及などに伴い、一人当たりの医療費が年々増加している中、2018(平成30)年度からは愛知県が財政運営の責任主体となり、県下市町村とともに国民健康保険を運営しています。特定健診・特定保健指導事業といった住民の健康の保持増進や国民健康保険事業の健全運営に努めていますが、特定健診などのさらなる受診率の向上を図る必要があります。
- 高齢化の進展により今後も被保険者数の増加が見込まれる中、後期高齢者医療制度では、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し適切な運用を図っています。2022(令和4)年後半には自己負担割合の変更が予定されており、混乱のないよう制度周知が必要です。
- 介護保険事業について、「常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を踏まえ、高齢者の福祉の増進を図るとともに介護保険事業の円滑な実施と介護保険制度の適正な運営に努めています。
- 国民年金制度について、半田年金事務所と連携し、制度の周知や理解促進に努めており、さらなる周知を図っていく必要があります。
- 生活保護受給者は近年増加傾向にあり、生活保護に至る前の生活困窮者や生活保護受給世帯に対し、それぞれの状況や課題に応じて生活の安定と自立に向けた支援を充実させていく必要があります。

被保険者数の推移（各年4月1日時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 国民健康保険事業の安定的な運営

- 国民健康保険事業が安定的に運用できるよう、共同保険者である愛知県と連携し、安定した制度運営を推進します。
- 特定健診・特定保健指導事業を効果的に実施し、国民健康保険加入者の健康増進を図ることにより、医療費適正化を推進します。

(2) 後期高齢者医療制度の安定的な運営

- 後期高齢者医療制度が安定的に運営できるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した制度運営を推進します。

(3) 介護保険事業の円滑な実施と介護保険制度の適正な運営

- 介護保険事業を円滑に運営するため、制度の周知や介護給付の適正化に取り組みます。
- 介護従事者の資質向上や定着に向け、定期的な研修会の開催や情報共有の場の提供、関係機関と連携した人材確保の取組などを推進します。

(4) 国民年金制度の啓発・周知

- 国民年金制度について、半田年金事務所と連携し、適切に受給できるよう、制度の周知と啓発に努めます。また、窓口相談体制の充実を図ります。

(5) 生活困窮者などへの適切な支援

- 一人ひとりの状況に応じ、窓口相談や訪問支援を行い、生活保護に至る前の段階から早期、包括的に支援します。
- 生活保護を必要としている人たちが抱えている問題に対し、それぞれのケースの実情に応じた適切な問題解決に取り組みます。

関連する個別計画など

- 第2期健康日本21とこなめ計画後期計画
- 第2期常滑市国民健康保険データヘルス計画
- 第三期常滑市特定健康診査等実施計画
- 常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

施策4 - 1 防災・減災

施策の目的

- 大規模地震や津波、風水害などの自然災害に対し、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るために、自助・共助・公助による防災体制の強化、防災意識の高揚、防災関連施設の整備により防災力を総合的に高めます。
- 道路の点検・調査の実施、海岸保全施設の維持・保全や民間住宅などの耐震化への支援により、災害に強い都市基盤づくりに努めます。

現況と課題

- 2011(平成23)年に発生した東日本大震災以降も大規模な地震が頻発しており、本地域においては南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないとされています。また、台風の大型化やゲリラ豪雨の増加など、水害のリスクも高まる中、防災訓練などを通じてこれまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の理念を踏まえた対策に取り組むことが求められています。
- 各地区や小中学校での防災に関する講話の実施や、防災マップ・ハザードマップによる啓発活動、防災行政無線による災害時の情報伝達の確保、津波避難ビルの指定や災害協定の締結、備蓄資材の整備など、有事の際に迅速な対応ができるよう日頃から備えに努めています。集中豪雨や津波による水害などの災害から安全を確保するために、情報伝達手段の多重化・多様化を図り、市民への適切な情報伝達に努めるとともに、各関係団体や各地域と連携を図り、要支援者の避難確保計画の策定や自らの安全は自ら守る自助・共助の活動ができる体制づくりに努める必要があります。
- 多種多様な災害や健康危機管理などに対応できるように災害対応マニュアルや災害時業務継続計画（BCP）、新型インフルエンザ等感染症対策業務継続計画などの見直しを随時行っていく必要があります。
- 道路、橋りょう、樋門、河川、海岸、水道、下水道などの都市基盤は、安全な市民生活の確保に重要な役割を果たしています。台風・集中豪雨や地震などが発生した際に都市機能を維持するため、都市基盤の改修・耐震化、浸水防除について効率的に実施する必要があります。また、防災重点農業用ため池においても耐震化・豪雨対策を進める必要があります。
- 市では、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断と併せて耐震補強工事への補助を実施しています。また、2021(令和3)年度からは、耐震性のない木造住宅への除却費補助を導入しました。今後はさらなる活用促進のため、制度の周知を図る必要があります。
- 近年、建物所有者の相続などに起因した空家が増加しており、問題となっています。適切な管理が行われない空家は、防災、防犯、環境、景観の阻害要因となるなど様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、2017(平成29)年度に「常滑市空家等対策計画」を策定し、管理不全な建築物などに対する特定空家等の指定や所有者の早期特定、固定資産税の軽減措置の解除などを行い、除却を促進しています。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 災害対応の体制づくり

- 総合防災訓練や地区防災訓練の実施により、防災意識の高揚に努めます。
- 自分の身は自分で守る「自助」、地域で協力し助け合う「共助」の理解を深めるため、市民や事業者を対象に意識向上の啓発に努めます。
- 広域防災体制を確保するため、関係団体や事業所、他自治体などとの連携強化を進めます。
- 地域の防災力向上のため、活動の中心となる自治防災会や防災リーダーの育成・支援などを進めます。
- 災害時の情報を素早く収集し、的確に市民に伝えるため、情報伝達手段の整備を進めます。
- 災害の多様化に対応するため、各種計画やマニュアルの見直しを随時行います。
- 高齢者や乳幼児、障がいのある人や外国人など要配慮者の支援のため、地域全体で支える体制づくりを推進します。

(2) 災害に強い都市基盤づくり

- 大規模地震発生後に備え、インフラやライフラインの耐震化など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 自然災害などにおける被害を最小限にするため、樋門や防潮堤などの海岸保全施設の維持・保全に努めるとともに、国や県と連携し、海岸・河川や急傾斜地崩壊危険区域の整備を推進します。また、防災重点農業用ため池の耐震化・豪雨対策を推進します。
- 災害時給水拠点確保のため、水道管路の耐震化と応急給水栓の設置を進めます。
- 台風・集中豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水管路施設の整備を推進します。
- 地震の揺れによる建造物の倒壊から人的被害を防ぐため、木造住宅の無料耐震診断や耐震化支援のほか、ブロック塀や危険空家をはじめとした危険箇所の撤去を進めるとともに、機会を捉えて制度の周知を図ります。



▲防災リーダー養成講座の様子



▲とこなめ防災ガイド

関連する個別計画など

- 常滑市地域防災計画・水防計画
- 常滑市国土強靱化地域計画
- 常滑市業務継続計画（BCP）
- 常滑市公共下水道事業 事業計画（変更）申出書
- 水道事業認可（第4期拡張変更）
- 常滑市水道事業ビジョン2030（経営戦略）
- 常滑市建築物耐震改修促進計画
- 常滑市空家等対策計画

【南海トラフ地震想定】

- 海岸長寿命化計画

施策4-2 消防・救急

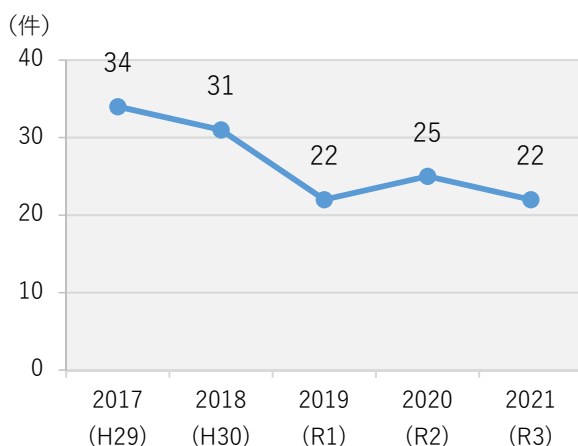
施策の目的

- 緊急時や災害発生時において迅速に対応できるよう、消防・救急の体制強化を図ります。

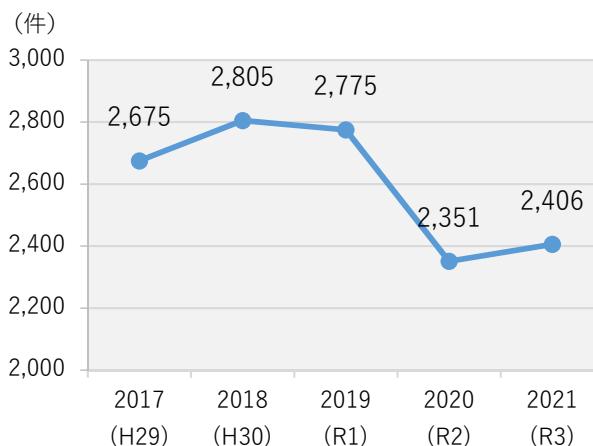
現況と課題

- 近年、全国で台風や集中豪雨などに伴う水害や大規模地震などの自然災害が発生しており、災害の多様化や大規模化に備え、的確な対応が求められています。また、高齢化の進行により、年々救急出動件数が増えており、引き続き需要の増加が予想されます。今後も、迅速かつ的確に対応できるよう、消防・救急体制を充実する必要があります。
- 消防団員については、各種訓練、講習会などの人材育成や加入促進事業に努めていますが、地域コミュニティの希薄化により地域防災力の向上を担う消防団員の確保が困難になっています。
- 2010(平成22)年に発足した災害支援隊については、消防本部退職者、消防団退団者や潜在看護師に加入を呼びかけ体制の強化を図っていますが、活動の活性化につながる効果的な育成・支援体制の確立が課題となっています。
- 空港の立地に伴い、消防・救急業務が高度化・複雑化していることから、様々な事案に対応できるよう、中部国際空港株式会社や関連団体、民間企業との連携を強化する必要があります。
- 救急救命士の確保や整備の拡充による体制強化が必要です。

火災発生件数（各年）



救急出動件数（各年）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 消防体制の充実

- 老朽化した消防車両・資機材の更新や整備などにより、消防設備の充実に努めます。
- 消防団員の定数を確保するため、継続的な加入促進事業を進めます。また、災害支援隊の育成・支援に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 様々な事案に対応できるよう、救急救命士の養成による体制強化に取り組みます。
- 心肺蘇生法やAEDの取扱など、市民の救急救命に関する知識・技術の習得とあわせ、救急車の適正利用についての理解を図ります。
- 救急車両の計画的な更新を進め、充実した救急体制を確保します。

(3) 様々な事案に対応できる体制の確保

- 国際空港が立地する自治体として、中部国際空港株式会社など関係機関と連携した消火救難・救急医療活動総合訓練などの実施により、航空機事故に対応できる体制を確保します。

(4) 火災予防の推進

- 住宅用火災警報器の設置を促し、市民の火災予防知識を深める啓発活動に取り組みます。
- 火災被害を軽減し利用者の安全を確保するため、防火対象物の立入検査を強化し、不備事項の早期是正を図ります。



▲消防本部



▲中部国際空港消火救難・
救急医療活動総合訓練の様子

関連する個別計画など

- 常滑市地域防災計画・水防計画
- 常滑市国土強靱化地域計画
- 常滑市業務継続計画（BCP）【南海トラフ地震想定】

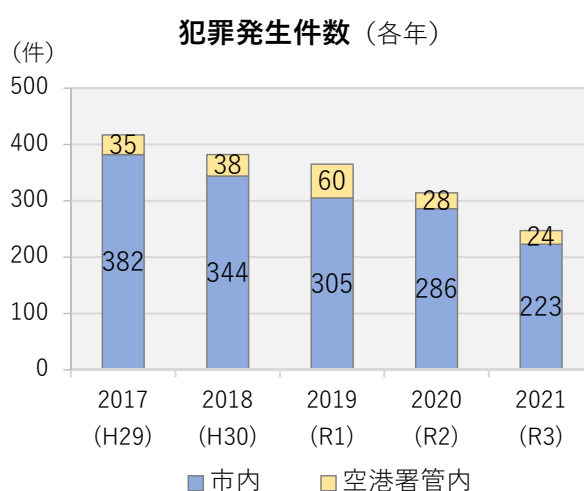
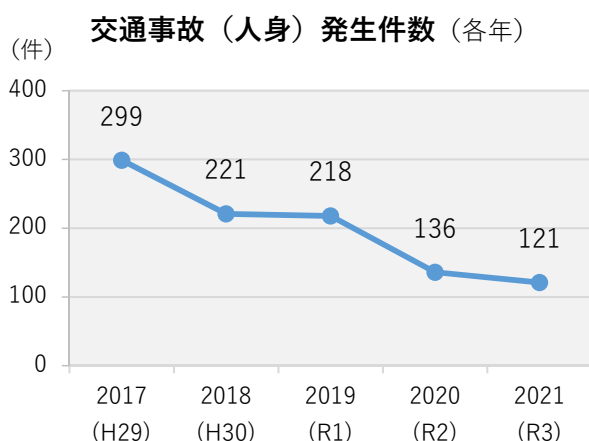
施策4-3 交通安全・防犯

施策の目的

- 市民を交通事故から守るため、交通安全に取り組むとともに、地域防犯体制の強化や消費生活に係る相談体制の充実を図ります。

現況と課題

- 中部国際空港がある空港島、りんくう地区、常滑駅周辺から飛香台地区までの都市機能集積地区を中心に開発が進むことで、交通・生活環境が大きく変化しています。交通事故の発生件数は、平成28年度を境に減少傾向にあるものの死亡事故などの重大事故が発生しており予断を許さない状況にあります。
- 子供や高齢者を交通事故から守るため、学校や保育園、市老人クラブ、子どもを守る会などの関係団体と連携し、通学路の安全対策や交通安全教育に取り組んでいます。交通弱者を交通事故から守るため、今後も地域との連携を密にし、引き続き交通安全を中心とした安全意識の向上に努める必要があります。
- 毎年、各小中学校や警察署、道路管理者などと連携して通学路安全推進会議を開催し、通学路における危険箇所を把握するとともに、それぞれ安全対策を講じるための協議を行っています。要望が多い交通安全施設の整備については、特に通学路を中心に、改善が必要な箇所について優先順位を決めて対応していく必要があります。
- 安全で住みよい地域社会を実現するため、区長・町内長などで組織された市防犯協会が中心となり、青色パトロールなどの防犯活動や広報啓発活動を行っています。なお、若者世代に対しての広報啓発活動を推進するため、SNSなどを活用した発信をしていく必要があります。
- 消費者のトラブルは複雑・多様化し相談件数は増加傾向にあり、週4日の消費生活相談センターを開設しています。また、中学生や高齢者などに向け、消費生活講座を開催しています。今後は、成人年齢の引き下げによる若者への周知・啓発や、消費生活相談員の人材確保が急務となっています。



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 地域交通安全の環境づくり

- 交通安全教室を開催し、幼児から高齢者まで交通安全知識や意識の高揚を図ります。
- 交通指導員設置事業により、園児・児童・生徒の交通安全意識の高揚を図ります。
- 保護者などで構成される通学路推進安全会議において通学路の点検を行い、危険箇所の改善を行うことで交通事故の防止に努めます。
- 警察や地域と連携し、照明灯やカーブミラー、路面標示などの交通安全施設の整備を進め、交通事故の防止に努めます。

(2) 地域防犯の環境づくり

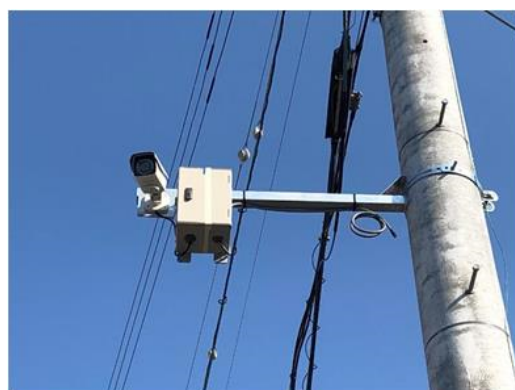
- 防犯ボランティアや自主防犯組織の育成・支援など、地域防犯体制の整備を促進します。
- 防犯灯や防犯カメラの設置を推進し、夜間の安全対策・防犯対策を進めます。
- SNSなどを活用した情報発信により、若者世代の防犯意識の醸成を図ります。

(3) 安全な消費生活の推進

- 消費生活センターを設置し、相談体制の充実を図ります。
- 消費生活啓発事業の実施により、若者や高齢者への啓発を図り、消費生活トラブルの未然防止に取り組みます。また、SNSなどの活用により、消費者庁や愛知県などからの情報提供に努めます。



▲通学路の安全対策



▲設置した防犯カメラ

関連する個別計画など

- 常滑市交通安全アクションプラン

施策4-4 環境保全

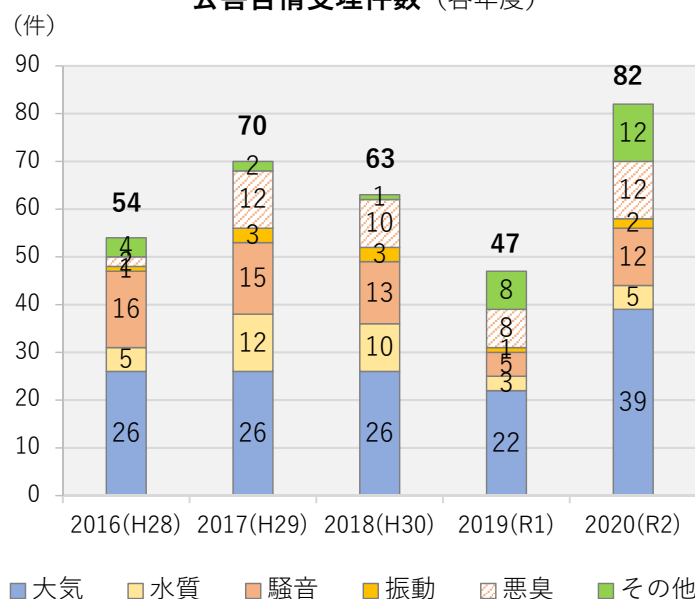
施策の目的

- 再生可能エネルギーの普及・啓発や環境監視による環境保全に努めます。
- カーボンニュートラルの実現に向けた取組を着実に推進します。

現況と課題

- 公害について、事業者などによる基準の順守が図られるよう、定期的なパトロールや大気・水質・騒音の調査を行うなど、引き続き対策を進めていく必要があります。
- 本市には海岸線や丘陵地があり、豊かな自然環境の保全に努める必要があります。
- 近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に関する意識も急速に高まりつつあります。2015(平成27)年に合意されたパリ協定に基づき、国においても2030(令和12)年に向けた温室効果ガスの削減に向けた取組が進められています。
- 2021(令和3)年に、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「とこなめゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。また、中部国際空港株式会社と「ゼロカーボンの実現に向けた連携・協力に関する協定」を締結しました。
- 地球温暖化を抑制すべくカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進していく必要があります。

公害苦情受理件数（各年度）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 公害対策の推進

- 大気、水質、騒音、振動などに対する環境監視の実施により、市民の良好な生活の維持に努めます。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音などの環境調査を実施するほか、市民に対する情報発信に取り組みます。

(2) 地球温暖化対策の推進

- 市民・事業者・行政が一体となり、太陽光などの再生可能エネルギーの普及を促進するほか、省エネの推進や生活スタイルの見直しを図るなど、温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- 中部国際空港株式会社をはじめ、市内事業者などと連携し、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進をはじめとした取組を着実に推進します。



▲太陽光発電施設
(市体育館)



▲中部国際空港(株)とゼロカーボンの実現に向けた連携・協力に関する協定締結の様子

関連する個別計画など

- 常滑市ごみ減量化推進計画2017
- 常滑市ごみ処理基本計画
- 知多南部地域循環型社会形成推進地域計画
- 常滑市市内環境保全率先行動計画
- とこなめゼロカーボンシティ宣言
- 常滑市生活排水処理基本計画

施策4 - 5

環境衛生

施策の目的

- 限りある資源を有効活用して環境への負荷を軽減するため、市民の協力を得ながら、ごみの減量化や資源化に取り組みます。
- 快適な環境のもとで日常生活が送れるよう、市民と共に環境美化を進めます。

現況と課題

- 2016(平成28)年度策定の「常滑市ごみ処理基本計画」における「次代につなぐごみ減量先進都市」を基本理念とし、これまで進めてきた4Rの推進や環境にやさしい適正処理の継続を基本方針に取組を進めており、1人1日当たりのごみ量の目標値500グラムに対し、2018(平成30)年度以降毎年目標を達成しています。今後も市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量化・資源化に取り組むことが重要です。
- 不法投棄監視員による巡回監視を実施し、不法投棄の早期発見と回収、集積場の不適正排出対策看板設置などによる啓発を実施しています。
- 公園、道路、海岸などの公共施設の美化・保全のため、「アダプトプログラム」などを活用し、市民・団体と連携した環境美化に努めています。
- 2022(令和4)年度から、2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)で運用する広域ごみ処理施設「知多南部広域環境センター(ゆめくりん)」の供用を開始しました。
- 資源回収ステーションの利用者の増加を図り、リサイクル活動による資源化を推進しており、今後も市民ニーズを把握しながら利便性の向上に努める必要があります。
- 生活排水については、2015(平成27)年に策定した「常滑市生活排水処理基本計画」に基づいて適切な処理を推進しています。浄化槽の適正処理について効果的な啓発活動を行い、合併処理浄化槽の新設・転換を促していく必要があります。
- し尿処理については2市1町(半田市、常滑市、武豊町)で構成する中部知多衛生組合で行うなど適切な処理に努めています。
- 高坂墓園は、少子高齢化や核家族化などを理由に墓所の返還が増加傾向であることから、適正な管理運営のため、今後の墓園需要に合わせた整備が必要です。
- 火葬場については、施設や設備の老朽化が進んでいることから、修繕など適正な管理運営が必要です。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) ごみの排出抑制と資源化の推進

- 循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化を促すため、積極的な啓発活動や教育活動を展開し、4R行動や資源循環の機運醸成を図ります。
- ごみの資源化のため、資源ごみの分別回収を実施するとともに、市民一人ひとりがりサイクルの大切さや分別方法を理解することで資源ごみの分別を徹底します。
- パトロールなどによる監視や投棄物の早期回収などにより、不法投棄対策を進めます。
- 2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)で運用する「知多南部広域環境センター(ゆめくりん)」により、適正なごみ処理を推進します。

(2) 市民・団体と連携した環境美化の推進

- アダプトプログラムの普及・促進に努め、市民・団体と連携した環境美化を推進します。

(3) 適切な生活排水処理の推進

- 合併処理浄化槽設置・転換の促進や浄化槽の適正管理の啓発により、適切な生活排水処理を推進します。
- 2市1町(半田市、常滑市、武豊町)で構成する中部知多衛生組合により、し尿の適切な処理に努めます。

(4) 墓所・火葬場の適正管理

- 整備済区画の利用促進やニーズに応じた墓地整備の検討を行います。
- 火葬場の施設や設備の老朽化に合わせた修繕を進めるなど、適正な管理運営に努めます。



▲小学生を対象とした
ごみ減量授業の様子



▲知多南部広域環境センター

関連する個別計画など

- 常滑市ごみ減量化推進計画2017
- 常滑市ごみ処理基本計画
- 知多南部地域循環型社会形成推進地域計画
- 常滑市市内環境保全率先行動計画
- 常滑市生活排水処理基本計画

施策5-1 公共交通

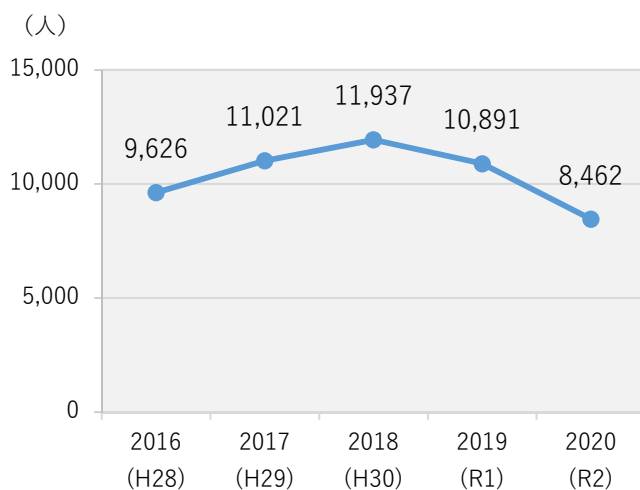
施策の目的

- 市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、誰もが快適に移動できる環境整備のため、路線バスの確保や新たな交通手段の調査・検討を進めます。

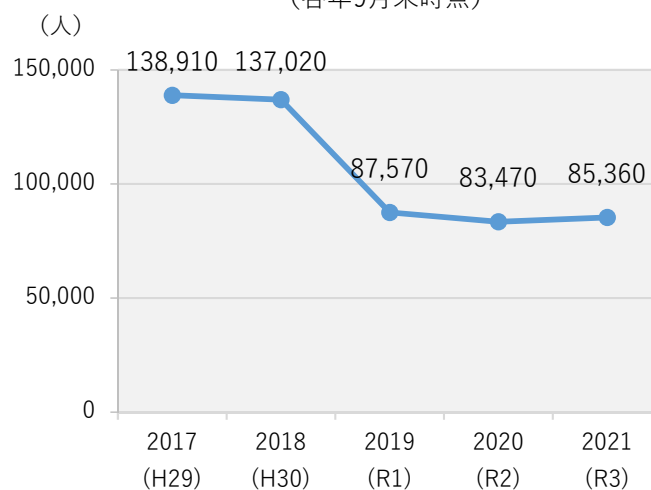
現況と課題

- 市内には、公共交通機関として、名古屋鉄道株式会社、知多乗合株式会社のほか、市営の北部バスがあり、車を持たない高齢者をはじめとした市民や空港利用者などの重要な移動手段としての役割を担っています。
- 路線バスの運営状況の悪化や、高齢化に伴う交通手段の確保、現状補完しきれていない交通不便地域などが課題となっていることから、新たな地域公共交通のあり方が求められています。そのため、まずはニーズを把握し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。
- 公共交通のあり方の検討を進めるにあたり、路線バスの需要や有用性を検証するため、2020(令和2)年度から2年間、免許返納者や高齢者、障がいのある人などを対象とした路線バス運賃助成制度の試行を実施しています。

北部バスの利用人数の推移（各年度）



知多バス（常滑駅）の利用人数の推移
（各年9月末時点）



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 安定的な地域公共交通網の確保

- 地域公共交通についての市民ニーズを把握した上で、各運行事業者と協議しつつ、バスの乗車状況や採算性を考慮し、対策を講じます。
- 名鉄常滑線・空港線の利便性向上に向け、名古屋鉄道株式会社に対する働きかけを継続的に行います。

(2) 地域公共交通の確保・充実に向けたあり方の検討

- 市民、行政、事業者などで構成する地域公共交通に関する協議会を立ち上げ、地域特性や各種ニーズなどを把握した上で、課題を整理し、地域公共交通計画の策定を進めます。
- 空港関連のシャトルバスや周辺都市と連携した広域的な交通手段、デマンド交通などの交通手段について、その実現可能性を検討します。
- 常滑市民病院と半田市立半田病院との統合に向け、両病院に係る必要なアクセスについて検討します。



▲北部バス



▲知多バス

施策5-2 道路・港湾・河川

施策の目的

- 地域の幹線道路の未整備区間や市道を整備し、交通利便性の向上や地域の活性化などに寄与するよう努めます。
- 老朽化した都市基盤について、効率的な維持管理を図ります。

現況と課題

- 道路は、市民生活や産業経済活動の基盤として欠くことのできない都市基盤です。中部国際空港の開港に合わせて地域幹線道路が整備されたことにより、交通利便性の向上や地域の活性化につながっています。
- 既設道路の修繕や狭あい道路の整備を進めつつ、地震災害対策として緊急輸送道路網を維持管理することが重要となります。
- 市北部では、2027(令和9)年の全線開通を目指す西知多道路の整備が進められ、市内に(仮)青海IC、(仮)多屋ICの設置が予定されています。西知多道路は東海市から常滑市の間で整備される自動車専用道路であり、中部国際空港と伊勢湾岸自動車道などの高速道路を結ぶことにより、地域の道路混雑緩和、通過交通の市街地への流入防止、空港アクセスの利便性・信頼性の向上などに効果があり、知多半島全域の今後の発展に役立つものと期待されています。
- 西知多道路や名浜道路の早期実現に向け、引き続き国など関係機関と連携していくことが必要です。
- 昭和30~40年代に整備された道路、橋りょうなどをはじめとした都市基盤は、その多くが更新時期を迎えています。また、近年、大規模な自然災害の発生により、都市基盤の安全面に対する関心が高くなっています。



▲西知多道路 常滑ジャンクション (仮称) のイメージ

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 幹線道路の整備促進

- 国道247号((都)知多西部線)や県道大府常滑線((都)榎戸大高線)など幹線道路の整備に努めます。
- 西知多道路の早期実現に向け、市道や農道、用排水路の公共補償事業を推進します。

(2) 生活道路の整備促進

- 多屋線道路改良事業の実施をはじめ、市道の整備を計画的に進めます。
- 十分な幅員が確保されていない狭あい道路などについて計画的に整備を進めるとともに、歩行者の安全確保に努めます。

(3) 計画的な修繕による維持管理

- 道路、橋りょうについて、定期的な調査・点検により、緊急性の高いものから計画的な修繕に努めます。
- 海岸などについて、老朽化した施設の補修により、適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて河川の浚渫や海岸の飛砂対策を実施します。
- 県管理の河川・海岸については、老朽化した施設の補修や河口部の治水対策など適切に維持管理されるよう要望します。



▲舗装修繕工事が完了した道路の様子

関連する個別計画など

- 常滑市舗装修繕計画
- 常滑市橋梁長寿命化修繕計画
- 常滑市漁港海岸長寿命化計画

施策5-3

市街地整備・景観形成

施策の目的

- 市街地などの整備、にぎわいの創出により、健全で良好な市街地の形成に努めます。
- やきもの散歩道地区など貴重な財産である歴史的な景観の整備・保全に努めるとともに、地域において、修景による良好な景観の創出を図ります。

現況と課題

- 2020(令和2)年度からの都市計画に関する基本的な方針を示した「常滑市都市計画マスタープラン」に沿った都市基盤整備を計画的・継続的に推進するとともに、土地利用の動向や社会経済情勢の変化などにも適切に対応する必要があります。
- 常滑駅は市の公共交通の要衝であり、北条交差点をはじめとする都市計画道路榎戸大高線の一部を整備するなど、常滑駅周辺土地地区画整理事業を進めていますが、進捗が遅れているため、駅東ロータリーの整備を早期に進めていく必要があります。
- 自然や歴史的な景観は、まちの貴重な財産であり、まちの魅力づくりに生かしていくことが重要です。また、地域住民や事業者の景観に対する意識高揚を図るとともに、連続性のある景観の形成のために建物などの修復に対する支援を行うなど、良好な景観形成に向けた取組が必要です。
- 「やきもの散歩道」については、2010(平成22)年に景観法に基づき「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」が策定されており、「焼き物・ものづくりが息づくまちの継承を図る」、「焼き物の町としての景観保全を図る」、「迅速な緊急活動ができる町への改善を図る」、「景観保全との調和に配慮しつつ居住環境の改善を図る」の4つを基本方針として、やきもの散歩道地区景観保全基金を活用した景観保全の取組を進めています。



▲これまでに実施した土地地区画整理事業（北汐見坂）

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 市街地などの整備

- 都市計画マスタープランによる事業の整備効果を把握し、進捗が図られるよう取り組みます。
- 市の公共交通の要衝である常滑駅周辺の土地区画整理事業の推進により、常滑駅周辺の整備とにぎわい創出に努めます。
- 土地利用や市民ニーズの動向を踏まえ、鉄道駅周辺などの既存ストックの活用が可能な地域において、新たな住宅地の形成を検討します。

(2) 将来を見据えた景観形成の推進

- 中部臨空都市や土地区画整理事業区域をはじめ、規模の大きな建物や構造物などが建設・改修される際には、周辺環境と景観の調和に努めます。
- 地域住民や事業者と連携し、地域の良い景観形成を促進します。
- 本市の特性を生かした景観形成を図るため、やきもの散歩道など市民が誇る歴史的な景観資源の整備・保全に努めます。

< やきもの散歩道地区における景観保全の実績 >



▲改修中の様子



▲改修後のレンガ煙突

関連する個別計画など

- 常滑市都市計画マスタープラン
- 常滑市やきもの散歩道地区景観計画

施策5 - 4 公園緑地・水辺空間

施策の目的

- 市民にとって憩い、ふれあいの場である公園や水辺の適正管理に努め、誰もが安心して集える環境を整備します。

現況と課題

- 緑や水辺といった自然は、市民に潤いや憩いを与えるとともに、良好な住環境の形成や大気浄化につながることから、緑の募金や愛知県事業を活用した緑化活動に取り組むことで、緑化意識の普及・啓発を推進しています。
- 花いっぱいのもちづくりの推進として、市民と協働し、市内公共花壇への花苗の植付を行っています。都市緑化は、行政のみではなく市民や事業者と一緒に取り組んでいくことが必要です。
- 公園や広場は、自然とふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難の場など、多面的な機能を持った重要な施設です。都市公園や農村公園など公園施設の老朽化が進む中、地域性や市民ニーズを踏まえ、今後のあり方を検討しつつ適正に管理し、市民の利用を促す必要があります。
- 本市は伊勢湾に面しており、その豊かな水辺空間は海水浴場など、市民の憩いの場所として利用されています。水辺空間を快適で安全な場所として確保するため、必要な施設については適正管理をしていく必要があります。
- 西知多道路の整備によって使用できなくなる青海グラウンドの代替施設として、大曾公園の旧屋外プールを解体し、新たにグラウンドの整備に着手しています。



▲小脇公園フリーマーケットの様子

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 緑化意識の普及・啓発と緑化の推進

- 民有地緑化への支援や花いっぱいのもちづくりの推進など市民と協働して緑化を推進するとともに、緑化意識の普及・啓発を図ります。

(2) 都市公園などの適切な維持管理・利用促進

- 安全で安心して憩い、楽しみ、遊べる公園を維持するため、遊具の安全点検・改修を進めます。また、公園施設長寿命化計画を策定し、優先度に応じた整備を計画的に実施します。

(3) 小脇公園、前山ダム公園、農村公園などの適切な維持管理・利用促進

- 小脇公園における森林整備を進め、魅力向上を図ります。
- 安全で安心して憩い、楽しみ、遊べる公園を維持するため、遊具の安全点検・改修を進めます。また、低利用の公園については今後のあり方を検討します。
- 里山林について、必要な整備を計画的に進めます。

(4) 海岸の環境整備

- 愛知県と連携し、坂井海岸における、親水性と緑地・広場を兼ね備えた海岸環境整備（緩傾斜護岸整備）を進めるとともに、海岸線における漂着物の撤去など、海岸の環境美化に努めます。



▲緑化活動の様子



▲市内の都市公園（多屋公園）

施策5-5 水道・下水道

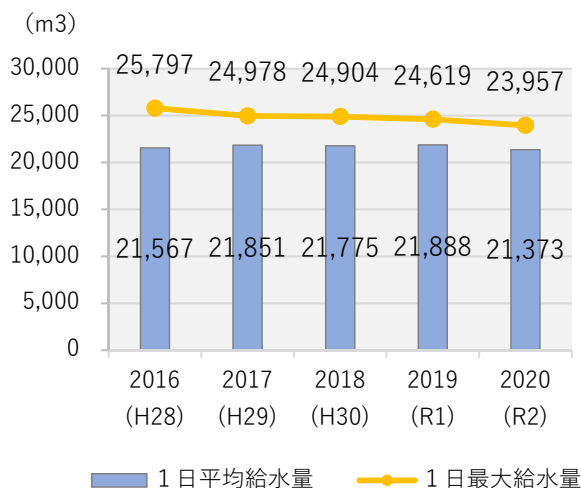
施策の目的

- 健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営を図るとともに、市民が安心して水道・下水道を利用できるよう、安定した水の供給と公共下水道の普及を図ります。

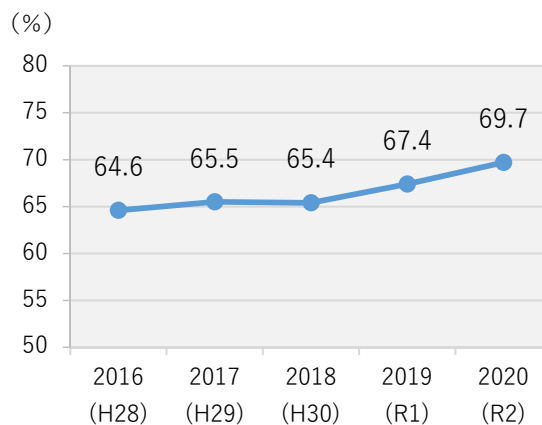
現況と課題

- 水道・下水道は、人々が清潔で快適な市民生活や社会・経済活動を営む上で必要なライフラインであり、重要な都市基盤です。今後も健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営を図っていく必要があります。
- 市街地整備などに伴って水道・下水道の施設整備を進めてきましたが、施設の老朽化や安定した収益の確保などによる健全な事業運営などが課題となっています。
- 水道については、給水収益などにより財源を確保し、配水管の更新・耐震化や配水場・ポンプ場の機械・電気設備の更新など、施設の計画的な更新をしていく必要があります。
- 下水道については、汚水管路施設未整備地区の早期解消が求められており、財政状況を踏まえた整備区域の検討や段階的な整備が必要です。また、老朽化している公共下水道施設や農業集落排水施設の適切な維持管理が求められています。
- 愛知県に事務委託を行い、衣浦西部浄化センターに共同汚泥処理施設の建設を進めています。

給水量の推移 (各年度)



公共下水道水洗化率 (各年度)



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営

- 水道事業・下水道事業ともにビジョンと経営戦略に基づき、中長期的な視野に立ち、計画的な事業運営を推進します。

(2) 水道施設の計画的な更新

- 健全な事業運営に努めるとともに、配水管の更新・耐震化や配水場・ポンプ場の更新を計画的かつ効率的に推進します。

(3) 下水道施設の計画的な整備

- 事業計画区域内における污水管路施設未整備地区の解消に向け、財政状況を踏まえて計画的かつ効率的に整備を進めるとともに、次期事業計画区域の検討を進めます。
- 老朽化している雨水ポンプ場施設の更新・耐震化を実施することで、機能の保全を図ります。
- 常滑浄化センターなどの機器修繕を進めるなど適切な維持管理に努めます。
- 老朽化が進行している農業集落排水施設について実施した機能診断・耐震診断の結果による計画的な更新により、適切な維持管理に努めます。

(4) 汚泥の広域処理の推進

- 常滑浄化センターで発生する汚泥の広域処理について、衣浦西部流域下水道との共同処理により安定的・継続的な処理を図ります。



▲配水管の更新・耐震化工事



▲榎戸雨水ポンプ場

関連する個別計画など

- 水道事業認可（第4期拡張変更）
- 常滑市水道事業ビジョン2030（経営戦略）
- 常滑市公共下水道事業 事業計画（変更）申出書
- 常滑市污水適正処理構想
- 常滑市下水道ストックマネジメント計画
- 常滑市最適整備構想（集落排水）
- 常滑市公共下水道事業経営戦略
- 常滑市農業集落排水事業経営戦略

施策6-1 観光・シティプロモーション

施策の目的

- 観光資源の磨き上げや受入体制の充実を図り、交流人口の増加と観光振興を推進します。
- 交流人口の増加や企業誘致などを推進するため、「認知度・イメージ向上」に向けたシティプロモーションに取り組みます。

現況と課題

- 本市は、市内に空港を有し、名古屋駅から電車で30分圏内に位置するなど、広域的な交通利便性が高いという地の利があります。また、常滑焼、やきもの散歩道、INAXライブミュージアム、イオンモール、愛知県国際展示場、りんくうビーチなど、豊富な地域資源があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光を取り巻く環境や交流のあり方が変化しています。インバウンド市場の回復には一定の期間を要する見込みですが、国内市場においては近隣や周辺の地域を対象としたマイクロツーリズムなどの新たな観光市場の開拓も見られます。
- 立地条件や地域資源を効果的に活用しながら、一般社団法人とこなめ観光協会を中心に市内事業者などと連携しながら、「訪れたいまち」としての魅力を高め、市外・国外からの来訪者を呼び込んでいく必要があります。
- 中部国際空港・りんくう地域から市街地への誘客や観光地としてのブランド力の向上、観光消費額の増加が課題となっています。
- インバウンド市場の再拡大に備えて、空港から来訪する外国人観光客が市内で快適に観光できる環境を整えることが必要です。
- 空港・国際展示場の来訪者を市街地に誘客するため、情報発信・移動手段といった仕組づくりと、着地型体験メニューやショートトリップツアーの充実が求められます。
- 観光客に訴求する効果的な情報発信のほか、観光客の情報収集手段の傾向や観光客の動向を把握するため、SNSなどの活用を促進する必要があります。
- 2018(平成30)年に「常滑市シティプロモーションプラン」を策定し、「常滑を知ってもらおう」、「常滑を訪れ、楽しみ、また来てもらおう」、「常滑で働き、住んでもらおう」、「常滑に愛着と誇りをもってもらおう」を目的に、LOVETOKO事業をはじめとした取組を進めることでまちの魅力を発信するとともに、シビックプライドの醸成に努めてきました。
- 観光戦略プラン2022策定に係る調査で、農家レストランや、カフェめぐり、海の幸などグルメ要素や夕日ウォッチングなど「興味度は高いにもかかわらず認知度が低い地域資源が多い」と判明したことから、認知度向上に向けた取組が必要となっています。
- シティプロモーションの一環として、ふるさと納税制度を活用し、地域特産品を返礼品とすることで地元企業の振興を図るとともに、市外への魅力発信に取り組んでいます。
- 今後のシティプロモーションでは、魅力づくりや情報発信の強化などの観光面の取組のほか、ふるさと納税制度の積極的な活用を進めるなど、ヒト・モノ・カネを呼び込むための取組が必要です。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 戦略的な観光振興の展開

- 「観光戦略プラン2022」に基づき、新たな観光資源の掘り起こしや既存の観光資源の磨き上げなど観光地としてのブランド力の向上を図り、観光消費額の増加につながる取組を推進します。
- 一般社団法人とこなめ観光協会、CHITA CATプロジェクト、常滑・半田ホテルズ会、愛知県国際展示場などと連携し、国内外からの観光客の受入体制の充実を図ります。
- 空港・国際展示場の来訪者を市街地へ誘客するため、空港などと連携し、市内周遊を促すための情報を提供できる観光案内カウンターなどの設置を検討します。
- 市内の観光施設と連携し、統一感のある多言語表記の展開や外国人観光客向けの体験プログラムの造成など、市内で快適に観光ができる環境を整えます。
- コロナ禍で多様化する観光客のニーズに対応するため、「やきもの」や「食」など地域資源を生かした着地型体験メニューの開発・商品化を推進します。
- 市内農漁業者、農家レストランなどと協力し、観光客に訪問してもらえるよう、市内商工業や農漁業の活性化を図るため、農泊事業を推進します。
- 観光客の傾向やニーズの変化を把握し、市民・事業者と連携したWebやSNSの活用など、デジタルでの効果的な情報発信に取り組みます。

(2) シティプロモーションの推進

- シティプロモーションの目的のうち、「認知度・イメージ向上」に向けた取組を充実させるため、「観光」と「ふるさと納税」の事業を進めます。
- 地域資源の認知度向上や消費額増加を図るため、情報発信を強化します。
- ふるさと納税では、「食」をはじめとする地場産品や市内での体験といった返礼品のさらなる拡充を図るなど、地域資源の発信強化に努めます。



▲とこなめ見守り猫「とこにゃん」



▲りんくうビーチの夕日

関連する個別計画など

- 常滑市観光戦略プラン2022

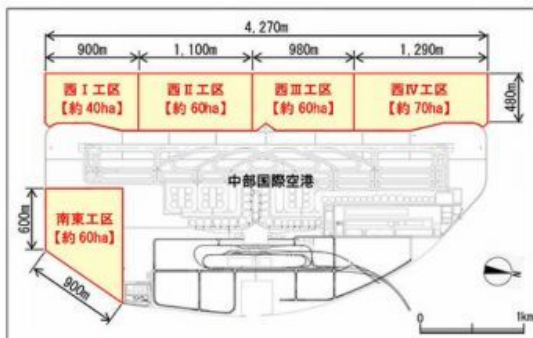
施策6-2 空港・中部臨空都市

施策の目的

- 空港などと一体となって、空港を生かしたまちづくりを推進するとともに、関係機関と連携し、空港機能の強化と空港アクセスの充実について推進します。
- 愛知県と共同で中部臨空都市へ商業施設などの企業誘致を推進するとともに、中部臨空都市の魅力づくりを促進します。

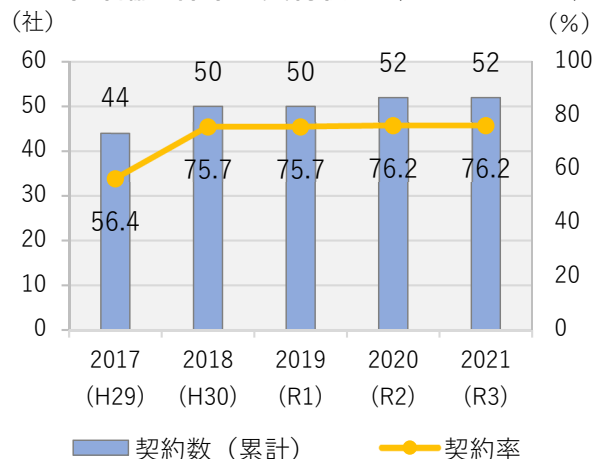
現況と課題

- 中部国際空港の開港により、交通利便性の向上、良好な宅地整備、中部臨空都市における愛知県国際展示場・ホテル・商業施設・企業の進出など、まちは大きく変わってきました。今後も空港・中部臨空都市と一体となって、まちの活性化に向けて連携強化をしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症により空港に多大な影響が出ていることから、空港の回復とまちの発展による空港と共生するまちづくりを図るため、より一層連携した取組を進めていくことが必要となっています。
- 愛知県国際展示場をはじめ、中部国際空港島・周辺地域を中心にMICEを誘致することで、国際観光都市を実現するとともに、最先端技術・サービスの社会実装フィールドとすることでイノベーション創出の拠点化を進めるため、愛知県と連携し、検討を進めています。
- 中部国際空港沖では、国により公有水面埋立事業が着手されています。
- 中部国際空港は重要な国際拠点空港であり、リニア中央新幹線開業によるインパクトを地域に生かしていくため、第二滑走路の建設を踏まえた周辺整備としてアクセス向上など一層の機能強化を図る必要があります。
- 愛知県企業庁と共同で中部臨空都市への企業誘致を進めていますが、中部臨空都市の魅力を高めるため、さらに企業誘致を進めていく必要があります。
- 愛知県が主催する産業立地セミナーなどを活用し、県外企業に対して積極的な誘致活動を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規企業の進出意欲が低下しています。



▲中部国際空港沖公有水面埋立事業

中部臨空都市の契約状況 (各年3月末時点)



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 空港・中部臨空都市との連携

- 市民に空港を身近に感じてもらうとともに、空港関連従業員の定住促進を図るため、空港と連携した取組を進めます。
- 愛知県や愛知県国際展示場などと連携し、国際会議や見本市などのMICEの誘致につながるよう、国際観光都市の実現に向けた取組を進めます。
- 中部国際空港島・周辺地域をAIや自動運転など最先端技術・サービスの社会実装フィールドとすることで市内へ先端技術・サービスの普及を促進し、地域の課題解決を図るため、愛知県と連携し、スーパーシティ構想の検討を進めます。

(2) 空港・アクセスの機能充実

- 第二滑走路の早期整備に向けた国への要望を行うなど、空港機能強化と空港アクセス充実にに向けた取組を進めます。
- 空港アクセスの強化を図るため、西知多道路や名浜道路の早期実現に向け、国など関係機関へ要望を実施します。

(3) 中部臨空都市などへの企業立地の促進

- 空港対岸部に立地した企業に対する奨励金や高度先端産業に係る工場などを新增設する事業者に対する奨励金の交付などにより、企業立地の促進を図ります。
- 企業情報や企業の進出意向の情報収集を行いながら愛知県企業庁と共同で企業誘致を推進します。
- 中部臨空都市まちづくり協議会と連携し、関係者を含めた地域全体で中部臨空都市の魅力づくりを推進します。



▲愛知県国際展示場



▲中部臨空都市

関連する個別計画など

- あいち・とこなめスーパーシティ構想

施策6-3

農業・漁業

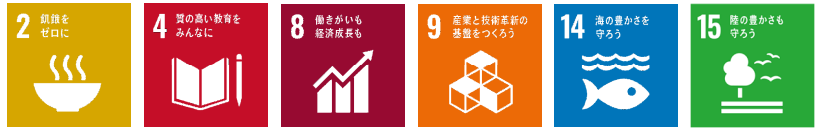
施策の目的

- 農地の有効利用、担い手の育成・支援に努めるとともに、6次産業化などの新たな取組を支援します。
- のり養殖の振興を図るとともに、漁港整備や水産資源の維持・増加策を支援します。

現況と課題

- 本市の農業は、稲作を中心に、野菜やイチジクなどの果樹の栽培、養鶏・酪農・養豚などの畜産業が行われています。農業者の高齢化や後継者不在に加え、新規就農者の確保・育成も進んでおらず、将来の担い手不足が懸念されており、農業就業人口や経営耕地面積はともに減少しています。
- 推奨作物・新規振興作物の振興や、農地の利用集積に努めていますが、市内遊休地の解消に向けて農地の流動化と集約化、担い手の掘り起こしと経営体の育成などを行う必要があります。
- 地産地消による販路の拡大、6次産業化の取組支援など、消費者ニーズや時代の変化に対応した農業支援をさらに進めていく必要があります。
- 本市の漁業は、3漁業協同組合（鬼崎・常滑・小鈴谷）を中心に、のり養殖業、漁船漁業が営まれています。漁業者については、後継者不足による高齢化が進み、担い手の確保や漁業経営の基盤強化が必要です。また、効率的で安定したのり生産を確保する必要があります。
- 漁業の基盤となる漁港の老朽化が進んでおり、より安全で利用しやすく、円滑な漁業活動ができるよう、漁港の機能保全が必要です。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 農業の振興

- 認定農業者や新規就農者への助成事業活用支援、意欲ある農業経営体の経営規模拡大や経営の多角化に向けた農業機械などの整備支援、畜産クラスター協議会への施設整備支援など、多様な農業経営体の育成・支援を推進します。
- アグリズ常滑営農支援機構が実施する露地野菜・果樹を推奨作物とした畑作振興策を支援し、農地の有効活用を推進します。
- 6次産業化への取組を希望する農業者に対し、6次産業化サポートセンターの紹介や補助金・交付金の活用を支援します。

(2) 漁業の振興

- のり加工場の運営支援を行うなど、のり養殖の総合的な振興策を推進します。
- 漁業施設整備の助成を行い、就労環境改善や衛生管理強化などを支援することで、漁業経営の基盤強化を図ります。また、愛知県の支援制度を活用しながら担い手の確保に努めます。
- 漁港整備を行うとともに、干潟環境の維持・回復など、水産資源の維持・増加策の支援に努めます。

(3) 食育の推進

- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むため、地元農水産物を活用した食育の推進を図ります。



▲南部地域を中心に栽培されているイチジク



▲県下一の生産量を誇るのり
(種付け作業の様子)

関連する個別計画など

- 常滑市6次産業化推進戦略
- 常滑市漁港機能保全計画
- 第2期健康日本21とこなめ計画後期計画（常滑市食育推進計画）

施策6-4

商業・工業

施策の目的

- 日本六古窯の一つである常滑焼については、業界団体を中心として伝統技術を継承するとともに、ブランド力の向上や商品開発、販路開拓の促進、後継者育成による振興に努めます。
- 中部臨空都市などへの企業誘致による働く場の確保や市民の雇用促進に努めます。また、勤労者の福祉向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

現況と課題

- 商業においては、立地条件や消費者ニーズの変化、経営者の高齢化・後継者不足などにより、市内に商店街振興組合などの法人格を有する団体がなく、商店街の活動を支援することが困難な状況です。一方、中部臨空都市や幹線道路沿いにおいて大規模商業施設が立地するなど広域的な集客が進んでいます。
- 工業においては、製造品出荷額は2006(平成18)年に減少に転じて以降横ばいの状況となっています。事業所数は減少傾向にあるため、支援が必要となります。
- 常滑焼事業者が年々減少していることから、業界関係団体と連携しながら、国内外に常滑焼の魅力を発信していくとともに、常滑焼の産地として市民の誇りを育てていく必要があります。
- とこなめ陶の森は、2021(令和3)年にリニューアルオープンし、市民に開かれた交流と学びの場として、来場者数の増加、常滑焼の魅力発信を図っていく必要があります。また、陶芸研究所は、1983(昭和58)年度から研修生事業を実施しており、やきものづくりを担う人材育成に努めています。今後も、やきものづくりを担う人材の育成と市内定着を促進していく必要があります。
- 市内に3カ所ある工業団地(久米・久米南部・大谷)の工場用地はすべてに工場が進出しており、新たな工場用地の確保について調査・検討が必要です。
- 本市では、市役所内に地域職業相談室を設け、求人情報の提供や職業紹介を行っています。空港開港や中部臨空都市への企業進出により、市内において働く場は増加しており、引き続き、中部臨空都市などへの企業誘致を推進し、働く場の確保や雇用の促進に努めています。
- 本市は、小規模な事業所が多いため、大企業に比べて雇用環境や勤労者福祉の面で整備の遅れが見られることから、「わーくりい知多」への加入を促進し、勤労者の福祉向上に努める必要があります。
- 共働き家庭が増加している中、仕事と育児・介護との両立を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 商業・工業の振興

- 常滑焼の振興を図るため、ブランド力の向上、人材育成、市場開拓などの取組を促進します。
- とこなめ陶の森を市民に開かれた交流と学びの場として活用し、来場者数の増加、常滑焼の魅力発信を図ります。
- 小規模企業等振興資金融資の利用促進などにより、中小企業の経営の安定化に向けて支援します。
- 既存の工場跡地の活用促進や新たな工場用地の確保について調査・検討を進めます。

(2) 雇用・勤労者の支援

- 雇用奨励制度を活用するなど、市民の雇用を促進します。
- 地域職業相談室とともに、求人・求職情報の提供を進めます。
- 「わーくりに知多」への加入促進に努め、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図ります。
- 勤労者の持ち家を促進し、市内への定住を図ります。
- 仕事と生活が調和した社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスを推進します。



▲常滑焼の魅力発信
(東京ドームへの出展の様子)



▲とこなめ陶の森 資料館

関連する個別計画など

- 第2次常滑市陶業陶芸振興事業基金を活用した計画

施策 7 - 1 市民協働

施策の目的

- 区・町内会の活動や市内における市民活動が活発化し、様々な人が地域活動に参加することで、地域課題の解決に取り組めるよう、体制強化や支援の充実に努めます。

現況と課題

- 2011(平成23)年に「常滑市市民協働推進指針2011」を策定し、2019(令和元)年には指針を踏まえ、基本的な考え方や手法を分かりやすくまとめたハンドブック「市民協働をすすめるために～だれもが安心して暮らせるところなめを目指して～」を作成するなど、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。
- 高い転出入率や単身世帯・外国人住民の増加、生活スタイルの多様化やSNSの普及による人とのつながりの変容などにより、町内会加入率は年々低下しています。
- 市民団体などの活動の担い手は高齢化・固定化傾向にあり、後継者不足や参加者数の減少、自立的な活動継続のための資金の確保が大きな課題となっています。地域における人材育成を促進させるとともに、地域住民が地域活動に参画しやすい環境づくりや市民協働に関する適切な情報提供を進める必要があります。
- 防災面における区・町内会などの自治組織の役割は依然として大きいことから、災害時などにおける地域のつながりの有用性を訴えるなど、今後も町内会を始めとする地域組織への帰属を促す必要があります。



▲市民協働の考え方や手法をまとめたハンドブック



▲町内会を経由した情報提供

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 協働によるまちづくり

- 市民、団体、事業者、行政が協力してまちづくりに取り組むため、それぞれの役割分担を明確にするとともに、情報交換の場を設け、社会課題の共有を図ることで「協働のまちづくり」を推進します。
- まちづくりに必要な知識やスキルを得るための講座を開催し、地区のリーダーを育成します。
- 市民活動に必要な場所や情報の提供、まちづくり実践者同士の連携強化など、活動しやすい環境づくりを推進します。
- 区・町内会などの自治組織の重要性の啓発・加入促進を図ります。

(2) 市民参画の推進

- 市民団体のまちづくり活動に対する支援などにより、市民チャレンジを積極的に応援するとともに、市民同士の絆づくりを促進します。
- 行政の計画策定や施策の実施にあたっては、広く市民からの意見を募り、市民主体の事業実施を推進します。



▲地区まちづくり講座の様子

関連する個別計画など

- 常滑市市民協働推進指針2011
- 市民協働をすすめるために～だれもが安心して暮らせるとこなめを目指して～

施策7-2

多様性社会（男女共同参画、多文化共生）

施策の目的

- 男女がお互いを尊重し、対等な立場で責任を分かち合える男女共同参画社会の実現を目指します。
- 友好都市との交流をはじめ、市民主体の国際交流事業を推進します。
- 多文化共生の視点で、外国人が来訪しやすい、暮らしやすいまちづくりを推進します。

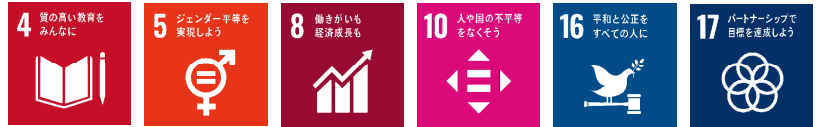
現況と課題

- 2021(令和3)年度に終了した「第2次常滑市男女共同参画プラン」の基本的な考え方を踏襲し、男女・年代・国籍・性的指向に関わらず「自分らしく」生きられる社会の実現に向けた取組を進めています。
- 地域や職場、審議会などへの女性の登用率は男性と比較して低い状況が続いています。
- 男女がお互いを尊重し、家庭や職場などにおいて、仕事と家庭を両立しつつ個性と能力を充分発揮できるよう取り組むことが重要です。
- 専門相談員によるDV相談窓口を開設しています。あらゆる暴力の根絶に向け、市民の意識向上やDV被害者のための相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 多様性を認め合う社会に向けて、性的マイノリティであることで生きづらさを感じている人や外国人住民などに対する理解を深める取組が必要です。
- 行政が多文化共生を担い、常滑市内児童生徒国際交流推進協議会（TSIE）や常滑市国際交流協会といった市民団体が国際交流を担うことで、それぞれのニーズに確実に対応できるよう体制を整えています。
- 2019(令和元)年には、中国江蘇省宜興市と友好都市提携を締結し、やきもの業界を中心とした今後の円滑な交流が期待されます。
- 2020(令和2)年度から、市民と連携し、市内在住外国人を対象とした地域日本語教室を開始しました。また、国際交流員や外国語を話すことができる相談員の配置など、支援体制を整えています。
- 国は、外国人材の受入促進の方針を打ち出しており、今後ますます増加が見込まれる外国人との共生社会の実現に向け、外国人住民が日常生活に困らない環境や住みやすい環境を整備するとともに、身近な居場所づくりに努める必要があります。



▲中国江蘇省宜興市との友好都市提携の様子

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画の意識づくりを図るため、情報の収集・発信や講座・講演会の開催などによる啓発に努めます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、促進活動を行う市民団体の活動を支援します。
- 政策・方針決定の場への女性の参画拡大の取組として、性別に偏らない多様な意見が反映されるよう、審議会などへの女性の参画促進や女性管理職の登用促進を図ります。
- ジェンダー平等・多様性を認め合う社会の実現に向け、広報紙やホームページなどにより、周知・啓発を図ります。
- DVなどの未然防止、早期発見に努め、相談から適切な支援につなぐ仕組の構築に努めます。

(2) 国際交流事業の促進

- 常滑市国際交流協会との連携により、市民主体の国際交流事業を推進します。
- 常滑市内児童生徒国際交流推進協議会（TSIE）による小中学生の国際交流活動の支援により、相互理解・相互交流を図ります。
- やきもの業界を中心に友好都市提携をしている宜興市との市民レベルの友好交流事業を推進します。

(3) 多文化共生の促進

- 外国人住民が日常生活に必要な日本語を学べる日本語教室の開催など、日本語・日本文化の理解の促進に努めます。
- 多言語での情報提供の充実を図るなど、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- 日本人と同様に住民サービスを利用できるよう、相談体制の充実を図ります。



▲日本語教室の様子



▲TSIEでの交流の様子

施策7-3 デジタル化・情報発信

施策の目的

- デジタル化の推進により、市民の利便性向上と効率的な行政運営を推進します。
- 多種多様なメディアを活用し、分かりやすく効果的な各種行政情報の発信に努めます。

現況と課題

- ICT（情報通信技術）の目覚ましい発展に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の行動が制約される中、テレワーク、オンライン教育、キャッシュレス決済など、非対面・非接触での生活様式を可能とするデジタル活用の重要性が一層高まっています。
- 社会全体で「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」が求められる中、自治体においても、多様化・複雑化する課題に対応しつつ、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持していくことが必要となっています。
- 本市では、2021（令和3）年に、暮らしの質を高める価値あるデジタル化・人にやさしいデジタル化を目指す「とこなめデジタル化推進宣言」を表明し、第3次情報システム最適化事業と合わせ、より一層、市民の利便性向上と効率的な行政運営を推進していくこととしています。
- 広報とこなめや市ホームページ、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用し行政情報を提供しています。広報とこなめについては、見やすさや内容の充実を図るため、随時改善をしています。
- FacebookやTwitter、LINEなど各種SNSを導入し、積極的な活用を進めています。引き続き、登録数の増加を図るとともに、今後の展開や各種SNSの特性を生かした使い分けなど、効果的な情報発信の仕方を検討する必要があります。

マイナンバーカード交付数の推移
（各年3月末時点）



▲証明書コンビニ交付サービス

関連する
SDGs



取組の方針

(1) デジタル化の推進

- 行政手続の利便性向上を図るため、マイナンバーカードの普及促進に取り組みます。
- 行政手続のオンライン化に必要な情報基盤や体制整備を進め、市民の利便性向上を図ります。
- 誰もがデジタル技術の活用により行政サービスを利用できるよう、高齢者などデジタル弱者に対する必要な支援を行います。
- 行政サービスの基盤となる情報システムの標準化を進め、業務工程を見直すとともに業務効率化を図ります。
- デジタル技術を活用し、業務の効率化や職員の働き方改革を進めることで必要な人的資源を確保し、より市民目線で質の高い行政サービスの提供を行います。
- 官民協働による地域課題の解決や行政サービスの向上を図るため、行政データのオープンデータ化を進めます。

(2) 効果的な情報発信

- 分かりやすく充実した内容で、市民が必要とする情報を適確に提供できる広報を目指します。
- 広報とこなめや市ホームページの充実を図るとともに、ケーブルテレビなどを積極的に活用した情報提供に努めます。
- SNSを活用した情報提供に取り組むとともに、正確かつ迅速な情報を誰でも公平に取得できる情報提供体制を整えます。

市公式SNSアカウント



LINE
(ライン)

「常滑市」



Twitter
(ツイッター)

「常滑市(公式)」



Facebook
(フェイスブック)

「ええね!常滑市」

関連する個別計画など

- とこなめデジタル化推進宣言
- 常滑市デジタル化推進プラン

施策 7 - 4 行財政運営

施策の目的

- 職員の意識・能力の向上や公正性・透明性の確保により、市民に信頼される行政運営を推進します。
- 引き続き想定される厳しい財政見通しを考慮しながら、安定した財政運営に努めます。

現況と課題

- 市民に信頼される行政運営を進めるため、職員の人材確保と質の向上は必要不可欠です。そのため、全国的な人口減少の中、より良い人材を確保するためには、職員採用試験を工夫したり、時代やニーズなどを柔軟に反映させた研修を実施していく必要があります。
- 多様化・複雑化する市民ニーズや変化の早い社会情勢に適切に対応できるよう、必要に応じて随時組織を改正する必要があります。
- 2023(令和5)年4月1日に施行される公務員の定年退職年齢の引上げにより、定年退職者が減少するため、定員適正化計画の見直しを検討する必要があります。
- 引き続き厳しい財政状況が想定されるため、持続可能な財政運営を目指し、歳出抑制と収入増加策に努める必要があります。
- 用途を廃止した行政財産や未利用地の売却・貸付などを行い、財源の確保に努めていますが、今後、活用が見込める未利用地が少なくなっています。
- 人口増加や経済成長に合わせ、昭和30年代後半～40年代にかけて公共施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次、大規模修繕や建替の時期を迎えることから、財政負担の増大が懸念されています。
- 限りある財源を必要不可欠な公共施設の維持に充てることのできるよう、引き続き公共施設マネジメントを推進していく必要があります。
- 市単独では解決が困難な行政課題を解決するためには、国・県・近隣自治体との積極的な相互連携を模索し、推進していく必要があります。

職員数の推移 (各年4月1日時点)



▲新規採用職員研修 市長講話

関連する
SDGs



取組の方針

(1) 市民に信頼される行政運営

- 職員の適正な定員管理に努めるとともに、市民に信頼される職員の育成を進めます。
- 多様な職員研修の機会を設け、職員の能力開発を支援・促進するとともに、政策形成能力や業務の多様化・専門性に対応できる能力を備えた職員を育成します。
- 職員が持つ能力を最大限発揮できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の働き方改革を進めます。
- 個人情報をはじめとした情報資産の適正な管理を行うとともに、情報公開制度などに対する適正な運用を行い、行政運営における公正性・透明性の確保を図ります。
- 市民ニーズの変化に対応していくため、適宜、組織の見直しを行い、適切な行政運営を図ります。

(2) 安定した財政運営

- 事業の重要性、緊急性や費用対効果を検証し、効果的な財源の配分を行うことで、計画的・効果的な財政運営を推進します。
- 各種事業の節減合理化や収入増加策などに取り組み、自主財源の確保・経常的経費の抑制に努めます。

(3) 公共施設マネジメントの推進

- 施設の安全性を確保するため、適正な維持管理を行い、計画的な修繕により長寿命化を図ります。
- 機能や配置の適正化、集約化、複合化を行うことで、施設量の適正化を図ります。

(4) 広域連携に係る調査・研究

- 行政サービスの向上や経費削減を図るため、広域連携に係る情報収集を進めます。
- 国・県・近隣自治体と連携し、広域的な枠組で事業を行うことが効果的・効率的な事業について調査・研究を進めます。

関連する個別計画など

- 第7次常滑市定員適正化計画
- 第4次常滑市人材育成基本指針
- 常滑市公共施設等総合管理計画
- 常滑市公共施設アクションプラン

施策7-5 ポートレース

施策の目的

- 常にファンの目線に立って各種事業に取り組むとともに、事業運営にあたっては、より一層の収益重視型事業の実現を目指します。

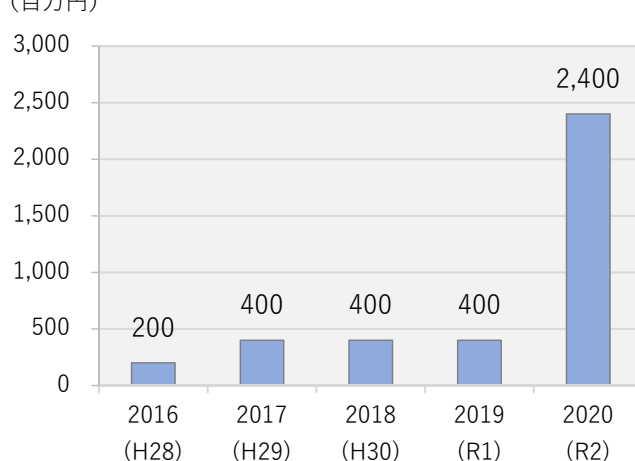
現況と課題

- ポートレースとこなめは、1953(昭和28)年に初開催し、これまでの一般会計への繰出金総額は約1,170億円と市の財政に大きく貢献してきました。
- レジャーの多様化や既存ファン層の高齢化などにより、来場者は年々減少しています。
- 近年は、電話投票売上の上昇もあり、業界全体の売上は増加していますが、ポートレースとこなめでは、さらなる電話投票売上の向上を目指す必要があります。
- 2016(平成28)年度から地方公営企業法を全部適用し、事業管理者の設置による経営責任の明確化や柔軟性と機動性を備えた効率的な企業経営体として事業運営に取り組んでいます。
- 施設の老朽化に伴う本場の施設改善や、荒天による競走水面への影響緩和策としての防風対策を計画的に実施しており、2021(令和3)年には新スタンド建設や新たな防風ネット設置が完了しました。
- 来場者が減少傾向にあるため、「ポートレースパーク化」によるファミリー層や若年層といった新規ファンの取り込みや、地域の方に親しまれる地域に開かれたポートレース場を目指しています。
- ポートレース事業により市の財源を安定かつ継続的に確保するため、売上の増加と経費の削減に努め、収益の確保を図っていく必要があります。



▲迫力あるポートレースの様子

市への繰出金の推移 (各年度)



関連する
SDGs



取組の方針

(1) 来場の促進と売上の向上

- S G競走などビッグレースの誘致を積極的に図ります。
- 発売方法の多様化に対応した各種情報提供を行い、売上の増加を図ります。
- 本場への来場促進を図るため、来場者が楽しめる多様な空間と公正かつエキサイティングなレースを提供します。
- 快適な施設を目指し、休憩施設やトイレなど場内アメニティの向上を図ることで年間を通して利用しやすく、周辺地域の方に親しまれ、地域に開かれたレース場を目指します。
- お客様の目線に立った、きめ細やかな対応に努めるなど、ファンサービスの充実を図ります。
- 「BOAT KIDS PARK モーヴィとこなめ」、「COMMUNITY PARK グルーンとこなめ」と民間の子ども体験施設との連携による本場への来場促進に加え、市内への誘客を図ります。
- 来場者の増加と各施設の利用促進を図るため、市内を中心に巡回するファンバスを運行します。

(2) 適切な事業運営

- 万全の態勢で競技運営を行うため、施設・器材の日常点検を着実に実施するなど施設の適正管理に努めます。
- 経費削減を図りながら、電話投票の売上向上に努めつつ、より一層の収益重視型の事業経営を行い、一般会計への繰出金を確保します。



▲新スタンド



▲BOAT KIDS PARK モーヴィとこなめ



▲COMMUNITY PARK グルーンとこなめ

関連する個別計画など

- ポートレースとこなめ第7次経営合理化計画

第2章 行財政改革

1 これまでの行財政改革の取組

(1) これまでの行財政改革

本市では、取り巻く環境の変化や厳しい行財政環境に対応しながら市民サービスの向上を図るため、1989(平成元)年に「常滑市行政改革大綱」を策定した後、継続的に行財政改革について取組を進めてきました。

特に、2008(平成20)年度以降、世界的な経済不況の影響を受けてさらに厳しい財政状況に陥ったことから、2010(平成22)年に「常滑市事業仕分け」を実施し、それに基づき2011(平成23)年に策定した「常滑市行財政再生プラン2011」に取り組んだ結果、5年間で約79億円の効果を生み出しました。

【図表1】行財政改革の取組経過

策定期間	行財政改革の名称	取組期間
1989年1月 (平成元年)	常滑市行政改革大綱	1989～1996年度 (平成元～8年度)
1997年3月 (平成9年)	常滑市新行政改革大綱	1997～2001年度 (平成9～13年度)
2002年9月 (平成14年)	常滑市行財政改革大綱	2002～2005年度 (平成14～17年度)
2006年3月 (平成18年)	常滑市新行財政改革大綱	2006～2009年度 (平成18～21年度)
2008年 (平成20年)	行財政改革アクションプログラム推進手法	2008～2010年度 (平成20～22年度)
2010年8月 (平成22年)	常滑市事業仕分け	2010年度 (平成22年度)
2011年2月 (平成23年)	常滑市行財政再生プラン2011	2011～2015年度 (平成23～27年度)
2017年3月 (平成29年)	第5次常滑市総合計画 前期実行計画における行財政改革の取組	2017～2021年度 (平成29～令和3年度)

(2) 第5次総合計画における行財政改革の取組実績

行財政改革の取組については、2017(平成29)年度から第5次総合計画前期基本計画に組み込み、これまでの「常滑市行財政再生プラン2011」における基本方針「行政サービスを本市の身の丈に合った水準」を踏襲しながら、引き続き、持続可能な安定した財政運営の基礎づくりを進めてきました。

長期債務残高の削減と財政健全化指標の改善を目標に、6つの視点で取り組んできた結果、

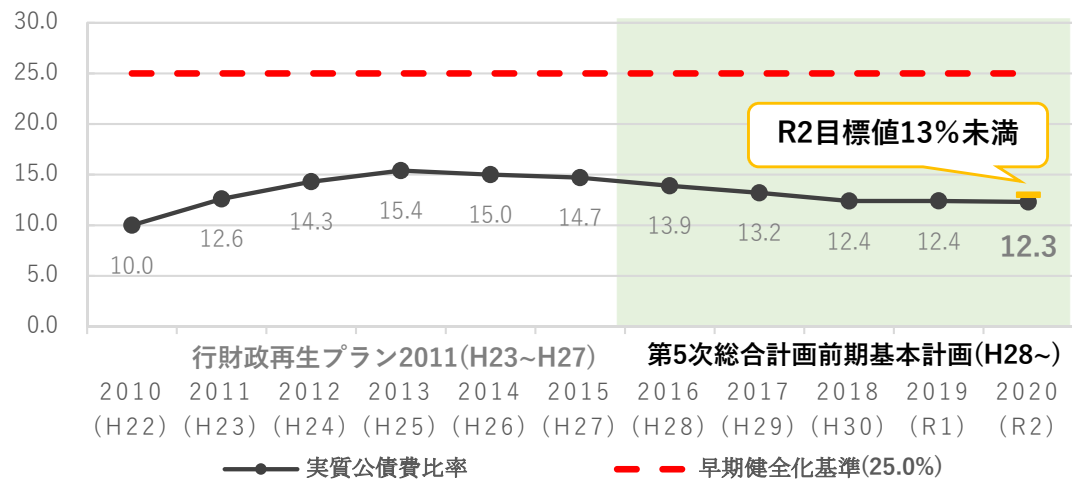
財政健全化指標は改善傾向にあります。また、財政調整基金についても、20億円程度を維持しています。

長期債務残高については、2019(令和元)年度までは順調に減らすことができましたが、2020(令和2)年度については、当初想定されていなかった新庁舎建設に係る借入などにより残高が増加しました。

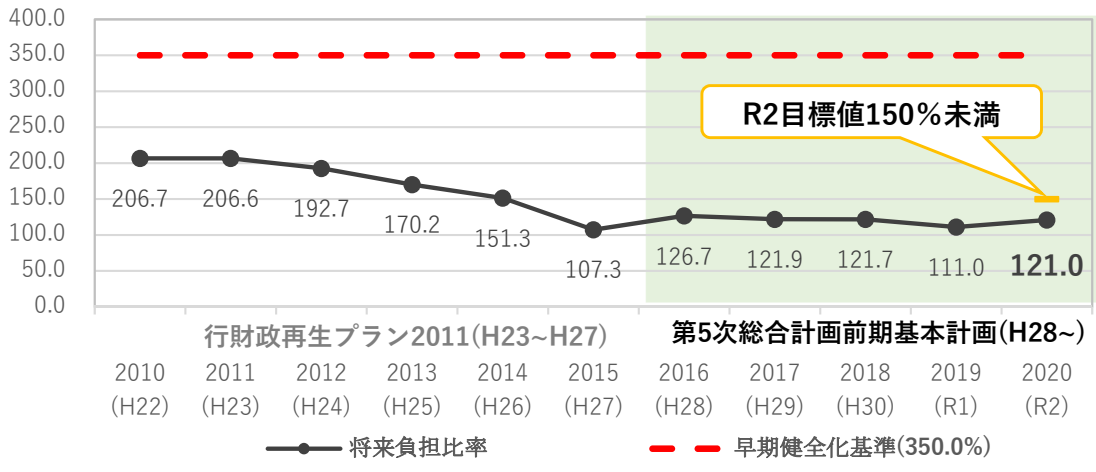
【図表2】 第5次総合計画前期基本計画における行財政改革の6つの視点

- | 改革の視点 |
|--------------------|
| ①投資的事業の抑制 |
| ②施設のマネジメント |
| ③民間活力の活用 |
| ④事務事業・行事等・補助事業の見直し |
| ⑤職員人件費の抑制 |
| ⑥収入増加策の推進 |

【図表3】 実質公債費比率の推移 (単位：%)

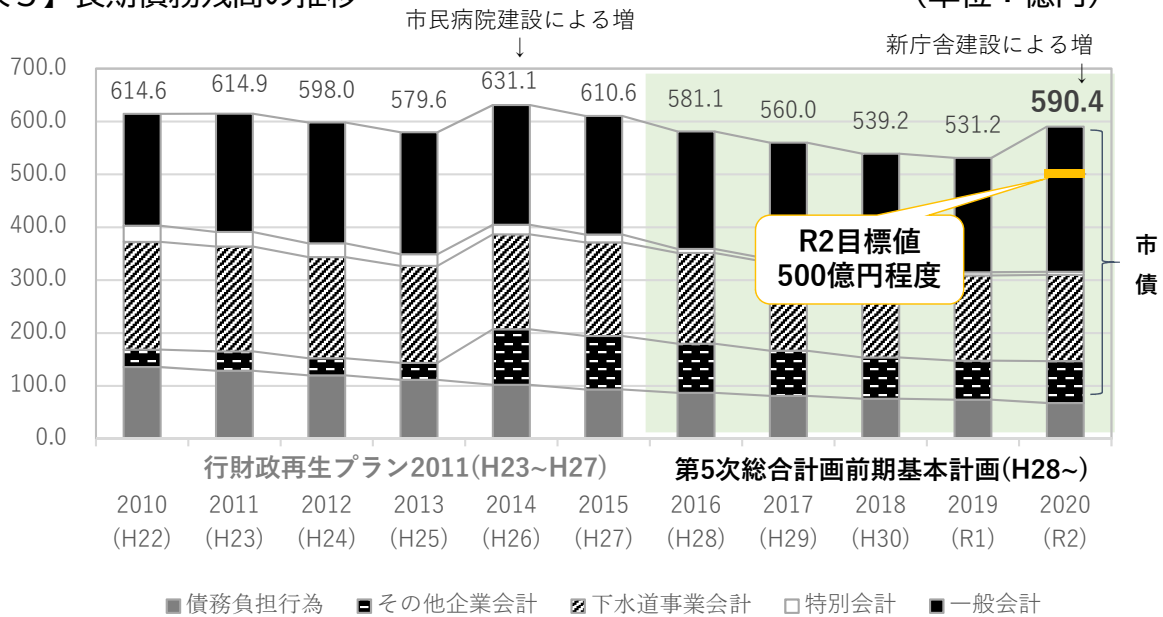


【図表4】 将来負担比率の推移 (単位：%)



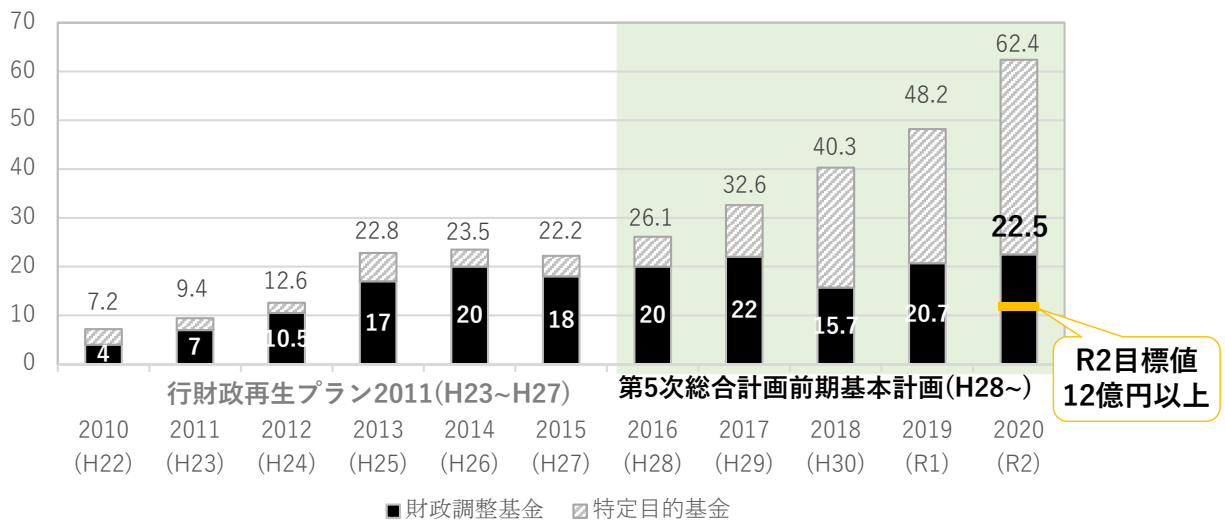
【図表5】長期債務残高の推移

(単位：億円)



【図表6】積立基金残高の推移

(単位：億円)



2 行財政改革の必要性和位置付け

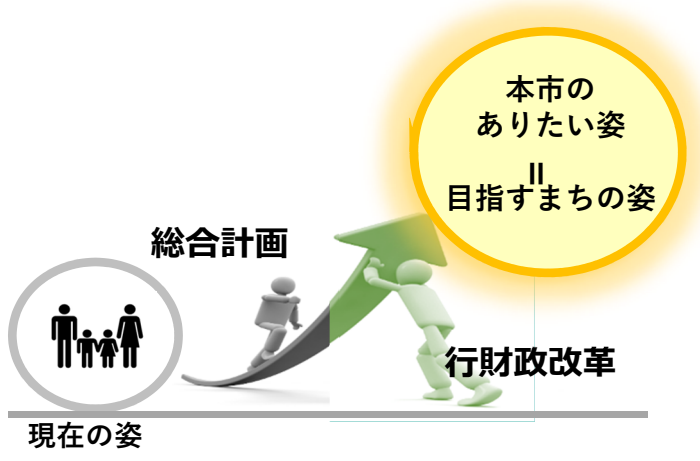
「常滑市行政改革大綱」策定以降、本市の行財政改革は一定の効果を上げてきましたが、今後も財政状況は引き続き厳しいことが想定されます。

このような状況の中、本市を取り巻く環境の変化は早く、迅速で柔軟な対応が求められていることから、効率的な行政運営を図るとともに、高度化する市民ニーズに的確に応え、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、行財政再生プラン以降、財政健全化を優先し事業費を抑えつつ計画的に実施してきたインフラ・施設の維持といった投資的事業や、まちの成長を見据えた戦略的施策を積極的に実施していく必要があります。

行財政改革は、ただ単に人員や経費の削減を目指すものではなく、「本市のありたい姿＝目指すまちの姿」の実現に向けて着実に推進していくため、必要となる資源を生み出し、確保できるようにするものです。そのため、行財政改革について第6次総合計画にその考え方を取り込み、総合計画の実行を下支えする必要があります。

【図表7】総合計画と行財政改革の位置付け



3 目標と基本方針

(1) 目標

総合計画に掲げる施策を着実に実行するため、限られた経営資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化や市民ニーズを捉えた、質の高い持続的な成長の実現を目標とします。

(2) 基本方針

目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、6つの視点で行財政改革に取り組みます。

基本方針1 経営資源の活用、最適化

持続可能なまちづくりの実現のためには、これまで以上に経営資源を有効に活用し、効率的な行政運営を行うことが必要です。

そのため、引き続き将来的な人口規模や必要性を考慮した投資的事業（インフラ・施設）のマネジメントを実施するとともに、民間活力の活用や広域連携によるコスト削減やサービス向上に努め、業務の見直しを図ります。

また、質の高い行政運営を行うため、市民に信頼される職員の育成を行うとともに、仕事の進め方や働き方、組織のあり方を随時見直していきます。

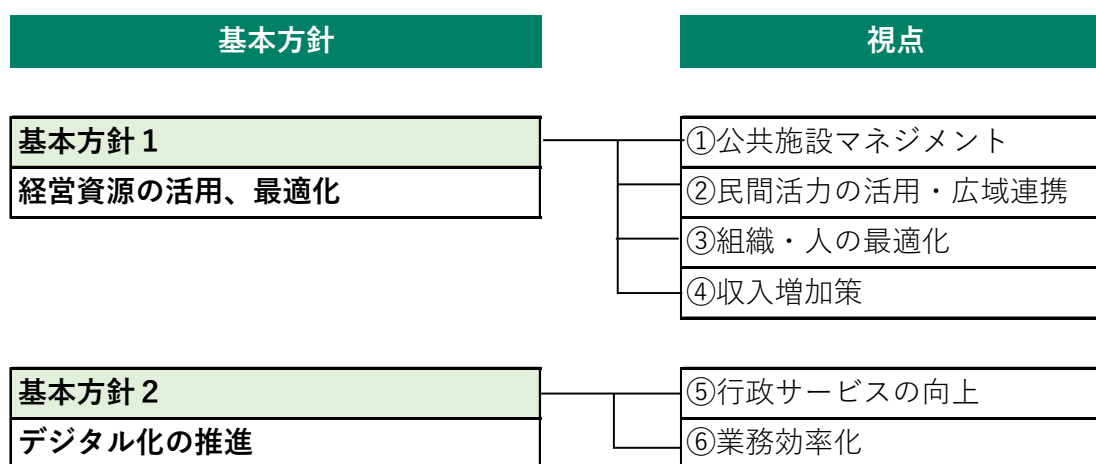
その他、市税等の徴収率の向上や、ふるさと納税制度の拡充、未利用財産の有効活用など収入増加策に努めます。

基本方針2 デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活の変化に伴い、新しい生活様式のまちづくりを進めていくため、市民目線でデジタル技術を活用することにより「市民の手間」を省くなど便利で安心な行政サービスの実現を目指します。

また、多様化する業務に対し、限られた職員で柔軟かつ迅速に対応するためにデジタル技術を活用し、質の高い行政サービスの提供や業務効率化による職員の働き方改革につなげていきます。

【図表8】行財政改革の取組体系図



(3) 前期基本計画中の財政運営

計画推進にあたり、「財政健全化指標」と「長期債務残高」については、2022(令和4)年度当初予算ベースでの見込を超えないよう抑制し、「財政調整基金残高」については、標準財政規模の1割以上を確保しつつ、持続可能な財政運営に努めます。

【図表9】各指標の見込

指標名	単位	現状(R2)	見込(R6)
実質赤字比率	%	—	—
連結実質赤字比率	%	—	—
実質公債費比率	%	12.3	11.8
将来負担比率	%	121.0	153.6
長期債務残高	億円	590.4	600.7
財政調整基金残高	億円	22.5	30.4

※「—」は赤字額がないことを示す

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

- 目指すまちの姿を実現するためには、策定した計画について進行管理を行い、効率的かつ効果的に推進していくことが重要です。
- 計画の推進にあたっては、市民、団体、事業者、行政などあらゆる関係者がそれぞれ知恵や力を出し合うことで、取組を推進していきます。
- 各施策の具体的な取組は、最上位計画である総合計画の分野別の方針に基づき、関連する個別計画などで具体的に検討し、事業を推進します。
- SDGsの目標年度である2030(令和12)年に向け、施策の推進により本市のSDGsの推進につなげるため、SDGsが目指すゴールを見据えながら分野ごとの取組を進めていきます。

(2) 計画の進行管理

- 各施策について、毎年度状況を把握するなど計画の進行管理を行います。
- 評価に基づいて、次年度における取組を改善するという「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の4つの段階を連動させたPDCAサイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な見直し・改善による柔軟な運用を図り、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するとともに実効性を確保していきます。
- 計画に記載がない施策についても、必要性や緊急性を検討した上で推進していきます。

【計画の進行管理のイメージ】

